

安政の大災害関係史料 (六)

前田一郎

(立命館大学講師)

一 「魚津御用言上留」第一冊と第四冊との関係

「魚津御用言上留」第四冊は、第一冊と並んで、富山県における安政五年(一八五四)の地震と水害がうかがえる史料として早くから注目されてきた。近年、安政の大災害は、飛越地震(一次被害)とそれによる洪水被害(二次被害)と把握され、そうした諸研究の中でも、あらためて「魚津御用言上留」が基本的な史料として注目されるとともに、他の史料群によって再検討もされ、見直しがされている。その意味では「魚津御用言上留」の中でも、第一冊と第四冊は研究蓄積が多い箇所である。

管見の限りで、最近の研究成果として、特に、地震被害、地震被害の液状化、災害絵図、洪水被害について論じた次の諸研究を参照されたい。

〔安政大災害〕

1 嶋本隆一・高野靖彦・前田一郎「安政大災害(一八五八)における加賀藩の災害情報と被災対応」(『立山カルデラ砂防博物館研究紀要』第九号、二〇〇八年三月)

2 高野靖彦「富山藩の震災被害と対応―安政期―」(『立山カルデラ砂防博物館研究紀要』第九号、二〇〇八年三月)

〔地震被害〕

3 近藤浩二「安政大地震(飛越地震)における液状化被害の再検討―「魚津御用言上留」を中心に―」(『災害・復興と資料』第一号、新潟大学災害・復興科学研究所危機管理・災害復興分野、二〇一二年三月)

4 同「歴史地震における液状化の様相―安政飛越地震を事例に―」(『富山史壇』第一六九・一七〇合併号、二〇一三年三月)

5 高野靖彦「安政飛越地震の災害像―地震被害データベース作成の試み―」(『富山史壇』第一六九・一七〇合併号、二〇一三年三月)

〔災害絵図〕

6 高野靖彦「近世後期における災害情報の様相―安政飛越地震の災害絵図をめぐって―」(『富山史壇』第一七二号、二〇一三年十二月)

〔洪水被害〕

7 近藤浩二「変地所分間絵図に見る常願寺川大洪水―安政飛越地震における二次災害被害の実態解明に向けて―」(『災害・復興と資料』第四号、新潟大学災害・復興科学研究所危機管理・災害復興分野、二〇一四年三月)

8 高野靖彦「安政大洪水における加賀藩の救済と復旧事業」(『富山史壇』第一七七号、二〇一五年七月)

今、行論に必要な限りで、特に「魚津御用言上留」に注意してみると、1では安政五年の飛騨・越中の大地震(飛越地震)の発災から、加賀藩による災害情報の収集、被災者の救済、洪水災害からの復旧、災害後の社会変化までを通時的に扱い、『魚津御用言上留』第一・四冊は、魚津在住役による地震災害の情報収集、常願寺川下流部周辺における家屋全壊率・半壊率など越中の地震被害、災害後の社会変化をうかがうものとして使われている。2ではこれまで研究が進んでこなかった富山藩の被害状況を明らかにし、『魚津御用言上留』第一・四冊は富山藩領の地震被害と被災者の救済をうかがうものとしても使われている。また3では明治期に前田家編輯方が作成した「魚津御用言上抄」を検討して、多くは「魚津御用言上留」の抄録であること、安政大地震の液状化被害に対象を絞って検討するとともに、先行研究を補訂して「魚津御用言上留」第四冊には一三〇弱の液状化記事があり、加賀藩領・富山藩領の各郡の液状化を論じている。4ではさらに「魚津御用言上留」以外の史料を援用して、土地・用水・建築物などそれぞれの液状化の様相を論じている。5では『魚津御用言上留』第一・四冊を基本史料に他の史料も援用して、飛越地震の地震被害を、富山県とその周辺地域の物的被害・人的被害について具体的数字を示しながら実

態を明らかにしている。6では災害絵図を災害イメージではなく災害情報としてとらえて、作成目的・時期や絵図を通した災害情報の伝達から、災害絵図作成に「災害の終焉」を提起している。『魚津御用言上留』第四冊では「立山仮絵図」や山中見分として水溜りが取りあげられている。7では新しい史料として加賀藩領の十村であった神保家の変地所分間絵図一〇〇点以上を発見し、被害地の中に無被害地が存在したので、『被害地Ⅱ一面泥の海』という被害認識の再考をうながしている。8では安政大洪水の洪水被害、経理書類を使って加賀藩による長期の救済と復旧事業を明らかにし、加賀藩の復旧事業の変化と復興との関係を提起している。

このように最近の諸研究では、あらためて「魚津御用言上留」が基本的な史料として注目されるとともに、他の史料群が採用されて見直しがされている。本稿では、これらの最近の諸研究を踏まえながら、まずは「魚津御用言上留」の中で、第一冊と第四冊は、どのような関係にあるのかを史料論として再度確認することからはじめたい。

「魚津御用言上留」の書誌については、先述したが(拙稿「安政の大災害関係史料(二)」、二〇〇五年三月、立山カルデラ砂防博物館、第一冊のうち、安政五年二月二十八日〜五月二十日の部分については、現代語訳がなされている(広瀬誠「地震の記憶―安政五年大震大水災記―」、二〇〇〇年二月、桂書房、など)。また第四冊のうち、午二月晦日〜五月二十日の部分については、翻刻がなされている(東京大学地震研究所編『新収日本地震史料』第五巻別巻四、一九八六年一月)。特に第四冊について、「第一冊〜第三冊と密接な関連があるが、朱書で『四』と記されていないように、本来別帳のものである」としたのは、第一冊〜第三冊の表紙には「魚津御用言上留 成瀬正居」とあり、第四冊の表紙は「及言上候与力同心調理書留 御用部屋迄達候分も留置」とあるためである。また「第一冊に言上留を記録するとき、与力・同心からの調理書のうち『別紙』が指示されているものがあり(主として長いもの)、これを別帳として第四冊に控えた」とした。よって第一冊は安政四年十月〜安政五年十二月七日が記載され、第四冊は午(安政五年)二月十三日〜午(安政五年)五月二十日が記載され、記載された年月日が重複するが、これ

は第一冊の別帳として第四冊があるためである。

では、第四冊の記載が具体的に第一冊とどのように関係するのかを確認すると、次のようになる。

〔第一冊〕(以下十二行全文抹消) / 「貞之丞より指越候富山表承合一輯三通 / 左ノ通本紙は前文之通上ル」(二)二四頁

〔第四冊〕「貞之丞より指越候富山表承合候一件左之通 本紙ハ前文之通」 / 午二月十三日付原貞之丞調理書(①―1) / 午二月付「覚」(①―2) / 午二月付「御書立写」(①―3) (六)一六〜二二頁

*第一冊で抹消された分が、第四冊で全文書写されている(傍線は筆者による。それぞれ直接対応すると考えられる箇所を示す。また①―1などは一定意味のある文書のまとまりを示す。以下同じ。)

〔第一冊〕「戊午三月三日 二月廿六日暁地震ニ付上新川筋之様子承合候一件、射水郡高岡繁久寺■御廟之様子承合候一件共二通 成――」(二)二六頁

〔第四冊〕午二月晦日付立花源吾・荻野茂右衛門調理書「当廿五日夜地震……」(②―1) / 午三月二日付荻野茂右衛門調理書「魚津表者相替義……」(②―2) (六)二二〜二五頁

*第一冊で封表書のみあって本文がなかった分が、第四冊で全文書写されている

〔第一冊〕「戊午三月八日 二月廿六日暁地震ニ付上新川筋常願寺川上立山温泉辺等之様子承合候一件 成――」 / 「外立山仮絵図共一集ニ上候事」(二)二七頁

〔第四冊〕午三月五日付原貞之丞調理書「前月廿六日暁丑之上刻比……」(③―1) / 午三月八日付成瀬正居言上状「外立山仮絵図奥一集ニ上候事……」(③―2) (六)二五〜二八頁

*第一冊で封表書のみあって本文がなかった分が、第四冊で全文書写されている

る

〔第一冊〕「戊午三月十三日 二月廿六日暁地震ニ付砺波筋五ヶ山等之様子承合候一件 成——」(二)二八頁

〔第四冊〕午三月十一日付立花源吾調理書「前月廿五日夜地震ニ而砺波筋……」

④ (六)二七・二九・三〇頁

*第一冊で封表書のみあつて本文がなかった分が、第四冊で全文書写されている

〔第一冊〕「戊午三月十三日 二月廿六日暁地震ニ付射水筋高岡等之様子承合候一件 成——」(二)二八頁

〔第四冊〕午三月十一日付荻野茂右衛門調理書「前月廿五日夜地震ニ而射水筋……」⑤ (六)三〇・三三頁

*第一冊で封表書のみあつて本文がなかった分が、第四冊で全文書写されている

〔第一冊〕「戊午三月十八日 地震ニ付新川筋相廻候与力阿閉小右衛門調理書 成——」(二)二八頁

〔第四冊〕午三月十四日付阿閉小右衛門調理書「午二月廿五日地震ニ付新川郡……」⑥ (六)三三頁

*第一冊で封表書のみあつて本文がなかった分が、第四冊で全文書写されている

〔第一冊〕「戊午三月十八日 地震ニ付立山暨富山之様子承合候一件一通 三月十日常願寺川出水ニ付承合候一件一通 成——判」(二)二八頁

〔第四冊〕午三月十四日付原貞之丞調理書「前月廿六日暁丑之上刻……」⑦

① / 午三月十五日付石川良之助調理書「当日新川郡常願寺川……」⑦

② (六)三三・三五頁

*第一冊で封表書のみあつて本文がなかった分が、第四冊で全文書写されている

〔第一冊〕(朱筆)「此間別帳ニ記有、朱点不懸文調上ル」(二)二九頁

〔第四冊〕午三月付原貞之丞・木村円太夫・林茂久丞・藤江丈之助・堀井半左衛門調理書「前月廿五日夜大地震ニ而上新川筋……」⑧ (六)三五・四七頁

*第一冊で「別帳」とされたものが、第四冊に記載されている

〔第一冊〕「同心横目石川良之助より申越候越左之通ニ御座候」(二)二九頁

〔第四冊〕午三月十八日付石川良之助調理書「当日新川郡常願寺川洪水ニ而……」⑨ (六)四七・四八頁

*第一冊で言及のみされているものが、第四冊で全文書写されている

〔第一冊〕「御田地損所調理方同心横目田中儀六郎より指越候一通」(二)二九頁

〔第四冊〕午四月四日付田中儀六郎調理書「前月十日新川郡常願寺川洪水ニ而……」⑩ (六)四八・四九頁

*第一冊で言及のみされているものが、第四冊で全文書写されている

〔第一冊〕「当九日名原小右衛門等何茂罷帰り調理書指出候ニ付、即帳冊ニ仕立絵図相添、岡嶋左膳等を以指上候通ニ御座候」(二)三十頁

〔第四冊〕午五月十二日付成瀬主税言上「別冊水損調理書并絵図壹枚別紙……」⑪ (六)四九・五〇頁

*第一冊で言及のみされているものが、第四冊で言及されている

〔第一冊〕午五月十七日付成瀬正居言上より後で、午五月廿日付「覚」より前か(二)三三頁

〔第四冊〕午五月十八日付成瀬正居言上「新川郡常願寺川上立山下湯川……」⑫ / 五月廿日付加藤三郎左衛門書状写「右岡嶋等迄紙面致し……」⑬

(一六) 五〇・五一頁

*第一冊で言及はなく、第四冊のみある

このように、第一冊で抹消された分、封表書のみあって本文がなかった分、言及だけされている分、「別帳」とされている分が、第四冊で本文が書写されていること、また第一冊で言及だけされているものが、第四冊でも同じく言及されていること、第一冊で言及はないが、第四冊でのみ言及されていることもある。内容としては、安政五年の「富山表等之様子」、二月二十五日夜あるいは二十六日暁とされる「地震」(飛越地震)、三月十日の「常願寺川出水」(洪水)、四月二十六日の「常願寺川出水」に関する与力・同心の調理書や成瀬正居の近習頭中への言上状などで構成されていることになる。第四冊の表紙にあった「及言上候与力同心調理書留 御用部屋迄達候分も留置」は、言上に及んだ与力・同心の調理書を書き留めたものと、御用部屋まで達した分も留め置いたということになるが、二月二十六日の地震後の「魚津表損所等荒増」の件は御用番村井又兵衛(長在)に、三月三日には、「常願寺川川上水止り」と富山藩主の「立退」の件は、御用番前田土佐守(直信)まで別途言上されたことが記されている(戊午二月廿八日付成瀬正居言上状・戊午三月三日付成瀬正居言上状／(一) P.25・26)。しかし第一冊でも御用部屋に達した分が記載されているので(丁巳九月八日付成瀬正居言上状／(二) P.11・12など)、第一冊と第四冊の書き分けが厳密というわけではない。いわば安政の大災害がある時期だけ、それに対処する中で第一冊と第四冊の二冊が使われているが、その後は第二冊、第三冊というように一冊でまとめられていることになる。

二 安政の大災害の直前の状況

「魚津御用言上留」を記録した成瀬正居は、安政四年(一八五七)九月十一日(文久二年(一九八二)五月二十七日の間、魚津在住役(魚津郡代とも)を勤めたが、これは、安政五年二月二十六日の地震(飛越地震)、三月十日、四月二十六日の出水(洪水)がある前年に魚津在住役に就き、また地震・洪水の

「救方」やその復旧過程、同六年の洪水被害などの時に在職していたことになる。魚津在住役と地震・洪水との関係はまったくの偶然であるが、「魚津御用言上留」第一冊・第四冊から、地震・洪水の直前の状況がどのようなであったかがわかる。

(一) 安政四年の作躰

安政四年八月十八日から九月十七日まで、魚津表の与力・同心などが三郡秋廻をし、成瀬正居も、九月二十四日に金沢を立立し、二十六日には魚津に到着し、「新川郡巡見」をしている。戸出・福光・福野の布出来方は「相応二宜躰」、三郡ともに米出来は「宜敷由」、畑物は雑穀まで出来方「宜敷」、猟業は夏以来「不猟」で「小前之猟師」は迷惑しているとのことであるが、米穀の出来方がよいためか、難波のように見えないとしている。成瀬の「新川郡巡見」では、新川郡では米出来方は随分「宜様子」だが、実際は昨年より一歩五厘ばかり劣っているが、畑物などは、去年と変わらず、よほど「宜由」であった(丁巳九月八日付成瀬正居言上状／(二) P.11・12)。

この前後に、安政四年九月二十日から十月朔日まで、魚津表では、新川郡本役方御用として六手合に分かれて新川郡の郡廻をしている。太田組では、作毛は去年より一割半、二割ぐらい劣っているが、「作躰相応宜躰」、大豆・小豆も米同様に蒔き込んでいる(丁巳九月三日付永田俊三調理書／(一) P.13)。上条組・高野組などでは、出作は去年より少々劣るが、大豆・小豆は「相応之作躰」(巳九月廿四日付荻野茂右衛門調理書／(二) P.13)。西加積組・西加積組などでは、山懸・平里では「相応之作」ではあるが、去年よりは一割半、場所によって二割余り劣っている。雑穀は少々ずつ不足ではあるが、去年が豊作であったので「格別迷惑」ではなく、菜種も不作であるが、例年より過分に蒔いたので「宜躰」としている(巳九月廿七日付原貞之丞調理書／(二) P.13・14)。下条組では、米作は村によって違うが、去年より二割ばかり「作落」、大豆・小豆は去年ほどではないが「相応之作躰」としている(巳九月廿八日付永田俊三調理書／(二) P.14)。加積組・布施組・大布施組では、「相応之作躰」、大豆・小豆の諸作物も同様であった(巳十月朔日付石川良之助調理書／(二) P.14)。

安政三年は米穀ともに豊作であったので、その分、安政四年は米穀ともに去年より劣っているが、たいだい「相応之作躰」と把握されていた。

(2) 新川郡の把握

ところが、安政四年（一八五七）十二月以来「米穀高直」になった。高瀬保によれば、加賀藩の米価は「安政三年以後の急激な上昇」があり、「3匁 加賀藩の米価」でも、安政四年から五年にかけて、米一石につき銀七十匁強から八十匁強になっている（同「加賀藩の米価表」『日本海地域史研究』第一輯、一九八〇年六月、文献出版、所収）。入膳村では、安政四年十二月晦日夜五時過ぎ頃、「極難澁者」十七、八軒に、何者かが名前を名乗らないで百文銭四、五枚ずつ差し込んで取らせたり、翌同五年（一八五八）正月二十日頃の夜中には、同じく名前は分らないが何者かが、「難澁人」の内、八、九軒に玄米三升ずつ前後を取らせたりしている。また文意が取りにくいのが、正月二十三日に同村組合頭与三九郎が金子十両を「難澁者」に取らせたいと村役人に申し出たところ、村役人共の判断で、「難澁者」二百軒ばかりに白米一升につき五、六銅の安値で仕入れて、五、六月頃までに売米を決めて、その金子を預かったり、正月二十六日には同村組合頭酒屋与兵次が米十石を「難澁人」に取らせたいと村役人に申し出たところ、これまた村役人の判断で二百軒ばかりの者に三升五升ずつ配当したことを把握している。上市村では、安政四年十二月二十七日に、「身元相応」の者共が相談して玄米五石五升を、村役人共が六石五升を集めて、「難澁者」百十一軒に二升から一斗まで見計って配当している（戊午二月十八日付成瀬正居言上状／（一）P.24）。魚津町でも、三ヶ屋作兵衛は魚津町奉行に許可を得て、安政五年正月十七日に「小前之者共」への救方として「極難澁者」三百三十人ばかりに、一人につき銭三百銅と大根十四、五本ばかりを施している（戊午二月三日付成瀬正居言上状／（一）P.22）。

入膳村・上市村・魚津町は、いずれも日本海に近い村や日本海側の町であり、海沿いに近い村や町で「身元相応」の者と「難澁者」（「難澁人」とも）・「極難澁者」との階層分解があり、前者による後者の救方がなされていることになる。

いずれも「身元相応」の者の意志がまずあって、場合により村役人に救方の申し出をして、これを受けて村役人の判断で救方を工夫する形になっていた。

(3) 富山表の把握

富山表では、安政四年八月に富山藩の御家中に半知が仰せ付けられたが、富山町・富山領内は殊の外静謐で異変のことはなかったと把握されていた（『富山県史』史料編V近世下366号／丁巳九月八日付成瀬正居言上状／（一）P.11・12）。その後、十月前後になると、富山御領の「百姓騒立」の風評があったので、探索が行われ、富山藩領に村方騒動や打ち毀しが起きていることが確認されている。

富山領内では、五、六年前より年貢米のほかに増米が仰せ付けられたが、安政四年も不時五千石増が仰せ付けられ、さらにその上に増米が仰せ付けられ、さすがに百姓が「迷惑」し、十月十日頃に減方を富山覚中町にある十村寄合所に願ひ出て、十二日夕方には二百人ばかり百姓が集まり、十村が「御郡奉行中詮議之由」と論じて退散させたが、減方の願ひが聞き入れなかったため、十三、十四日夜明けから深更まで、富山近郊の明神山や城山で柴・藁・薪を焚いて大勢集まったが、減方が聞き入れられた、あるいは減方の御奉行中達があつたためか、静まったということだが、はっきりしたことはわからないとしている（廿六日付・巳十月二十六日付山本松太郎調理書／（一）P.15・16）。同じく十月十日頃から富山覚中町寄合所で百姓二百人ばかりが増米五千石の減方を願って詰めかけ、十三、十四日には富山近在の明神山または城山に百姓が大勢集まり、藁薪を焚いた。その後、十一月九日に笹倉村に小坂谷辺の村々百姓百人あまりが藁松明で声を上げ竹の筒を吹き鳴らし、組才許浅野佐兵衛が願方の世話をしなうとして悪しく言い立て、支度をして同人宅へ向かおうとして、井田川の渡し場では渡し守に向かいに渡しくれるように言うが、拒否されると、高田村扶持人四郎兵衛（惣年寄江尻庄助）宅に、百姓六十人ばかり（あるいは三十人ばかり）が押し寄せ、門際の垣を破って宅に入り戸障子など十二、三本を破り、柱も二、三本半伐りにした。その趣旨は、嘉永四年（一八五二）以来定免の収納米の他に、人割・株附割・下割の三口で五千石の増米を求められ、増減はあるが納

めてきた、ところが今年は作躰がよくないので、上納用捨を願ひ出たところ、五千石のうち三千三百石減じて千六百六十石上納するように言われたので請けたところ、十村は余分に千九百石の割符をした、十村が言うには天保の凶作のときに十村が借米をして対応したことがあったのでその分を小前に償い置いたというものだが、その時割符しなかった上に借米があったということで千三百石余計に割附したので、当年は十村の割符に応じがたく、当初の千六百石余上納のつもりで騒ぎ立たというものであった。つまりは増米を請けたので上納するが、天保の凶作の時の借米分には応じがたく、当初の千六百石余分を上納するというもので、増米の勘定に納得できないというものである。この一件は、十一日、十七日に都合、逮捕者七人を出して静まったようである。また八尾駅では紙会所設置をめぐって騒動となっている。十一月十日夜に八ツ尾辺の村々百姓百人ばかりが三田山に集まり、藁柴等を燃やし声を上げて竹の筒を吹き鳴らし、十一月十二日夜に、奥田新田に大勢集まり、近年八尾駅に設置された紙会所について、小前の百姓が難渋しているので廃止を求め、騒動となっている。(已十一月廿日付原貞之丞調理書／(一) P 16・17／紙会所については「八尾市史」三五六―三七〇頁参照)。

こうした富山藩領の騒動・打毀しは富山藩政と密接に関係する。富山藩の家中についても探索が行われている(表1参照)。

十一月十五日には「御仕法方之儀」について詮議があるので、「存寄之趣」を二十五日まで言上するように求め、その二十五日には家中への「御借上」になったのではないかと推測しているが、明確な情報はなかったようである。ただ明確なのは、その二十五日に「勝手方不如意」として浅野長雄以下が御咎となつてゐることである。浅野長雄(不観斎)は、安政四年三月六日に本家加賀藩の意向で家老職の再勤となつたとされ、閏五月六日には当分勝手方を仰せ付けられていた(高瀬保編近世文書を読み会解読『町吟味所御触留』、越中資料集成四、一九九二年五月、桂書房、八四二・八四四頁)。翌安政五年二月七日には「富山様御借財相嵩御逼迫之躰」により家中と身元宜しき者に年八朱の利息で御借上を求め、町方宿方御郡方には勘定奉行が勘定所で求めている。「覚」によれば家中と町方で

二万四九五〇両、御郡方で二四〇〇石を借り上げたことになっているが(六)午二月十三日付原貞之丞調理書、午二月付覚、その内訳は次の通りである(誤記があるかもしれない)。

家中	四六名	一〇五〇〇両
町方宿方	長町人	五名
	町年寄	五名
	町方宿方四三名	八八五〇両
御郡方	三五名	二四〇〇石

また同日に、安政四年正月十八日以来、家老職御勝手方御納戸方であった江戸家老の林助八が帰国し御咎を受けている(前掲『町吟味所御触留』八四二頁／高瀬保編近世文書を読み会解読『富山藩侍帳』、越中資料集成二、一九八七年三月、桂書房)。国元でも石川与三衛門をはじめとする十三人が御咎めを受けている。いずれも勝手方の問題であった。

安政四年(一八五七)の作躰は安政三年ほどではないが、たいだい「相応之作躰」と把握されていたが、安政四年十二月以来「米穀高直」になり、新川郡では日本海側の入膳村・上市村・魚津町では、「難渋者」「難渋人」とも、「極難渋者」を、「身元相応」の者による救方、あるいはそれを受けた村役人による救方がなされていた。富山表では、富山藩の財政は逼迫して勝手方の改革がなされるが、五千石の増米や紙会所設置をめぐって、村方騒動や打毀しがおきていた。そうした地域に、地震および洪水は一律に「平均」して(戊午五月十二日付成瀬正居言上状／(二) P 30)ふりかかると見える。しかし被災した人々、当事者にとつては、所与の生存条件が異なるので地震および洪水はあくまでも具体的でかつ個別的であつたことになろう。

三 魚津在住役による地震・洪水への初期対応

(1) 調理書と言上状との関係

「魚津御用言上留」第一冊と第四冊との関係を、あらためて、与力・同心の調理書と成瀬正居の言上状との関係で再整理すると(表2)のようになろう。

魚津表の与力・同心の調理書は、直接あるいは魚津役屋敷を介して、金沢表にいる魚津在任役に送られ、金沢表の魚津在任役の成瀬正居はそれを読んで、近習頭宛の言上状を作成する。調理書の多くは「文筆見苦敷御座候得共、其俣奉入御覽候」としてそのまま添付されるが、言上状・調理書に添紙面を付けて、近習頭のうち執筆の者に持参あるいは中使によって提出する。近習頭は、執筆から言上状・調理書・添紙面を受け取り、言上状・調理書を御用番に上申するが、魚津在任役の成瀬正居には添紙面に付札をして、近習頭が受け取り御用番に上申した旨を記して（あるいは添紙面の端に書いて）返却すると思われる、それが成瀬正居の「魚津御用言上留」では朱筆で書き留められている部分になると思われる（図1参照）。よって基本的には与力・同心の調理書には配下にいる魚津表から地震・洪水への対応など越中の動きが示され、言上状には金沢表の魚津在任役による調理書の理解や解釈、地震・洪水への対応や指示、当時の災害認識などが示されることになると思われる。なお藩主が参勤交代で江戸表にいるときには、金沢表からの「江戸表出日」が決まっています、近年、江戸表への文書送信は四・九の日でなく三・八日となったとして、言上状も三・八日の日付が意識されているようである（前掲「安政の大災害関係史料（一）」P15。また魚津在任役による安政五年の巡見は、四月十一日に金沢を出立し、砺波郡・射水郡、伏木・放生津などを巡見して、同十七日に魚津に到着している。この魚津滞在中に第二回の常願寺川出水（洪水）があり、金沢には五月二十九日に帰着している（一）P30、「魚津在任御用方日記」。よって四月十七日～五月二十九日までの間の言上状は、魚津表から金沢表に送達していることになる。

(2) 金沢表の認識―言上状の分析―

魚津在任役（金沢表）とその配下（魚津表）が地震・洪水にどう対応したか、その認識も含めて確認したいと思うが、すでに第一冊を軸に第四冊を参照して、安政五年二月二十六日に起きた地震以後の魚津表の動きをまとめたので（前掲「安政の大災害関係史料（二）」、金沢表の魚津在任役成瀬正居の言上状を中心に地震・洪水への対応、その災害認識を確認しよう（表3参照）。

(ア) 二月二十六日地震以後

戊午二月廿八日付言上状では（一）P25、地震即日の第一報を受けて、成瀬正居は、遠方のことで難しいが、魚津表は金沢表の地震と「大抵同様」か、滑川表は「少ト強き方歟」と考え、報告がなかった富山表については金沢表での風評（「余程強き震」で御城石垣などが崩れる）を報告し、富山御領境等新川郡内の縮方として与力に廻るように魚津表に指示している。また魚津損所等荒増を御用番に別途報告している。当初、魚津表、滑川表、射水・砺波郡への新川郡往還筋の報告であり、富山表・新川郡そのものの情報がなかったこと、御用番にまで報告したのは、魚津損所が身近だったこともあるが、魚津在任役としてその職掌に関する緊急かつ重要なものとされてなされたのであろう。

戊午三月三日付言上状は（一）P25・26、午二月晦日付立花源吾・荻野茂右衛門の調理書（滑川表・新川郡往還筋損所大綱）、午三月二日付荻野茂右衛門調理書（高岡繁久寺などの様子）を受けている（第四冊②1・2）。特に前者の調理書では「右地震ニ而立山温泉辺鳶丘山崩いたし、湯川塞止且又右湯川与真川与申川落合候下ニ而字千坊ヶ原与申御林之辺山崩いたし水塞止り流出不申躰ニ御座候、尤右川与称名川与落合、夫令神通川与相触候躰」として、鳶丘山の山崩、千坊ヶ原御林辺の山崩で水塞止があり常願寺川筋の村々では出水方の心得方が順達され、「右湯川等一時之流出候時ハ、富山様御城下危敷躰」として出水の危険性に備えて富山藩主が富山城を退去したことを報告していた。言上状では、「神通川」を「常願寺川」の誤りであろうとして、今度の地震では真川などが塞がっただけでなく、浄土山など数十か所の山抜で「大変」だが、「追々水湧出候躰」なので、「一時ニ出水仕候様之儀ハ先者無之躰」として一時の出水する危険性はまずないこと、しかし常願寺川縁の原村より二里ばかり奥の鬼ヶ嶽と向山が崩れあつて「川水止り候躰」で芦崎寺の者が一人で溜水の所を見ると「七谷余り海之様」になって「大変」としていつ出水するかかわからず、常願寺川筋村々では山々への退去が必要かと心配されているとした。この「常願寺川々上水止り」と富山藩主の「御立退之義」の荒増が御用番に別途報告されている。当初報告が不十分だった新川郡では上新川筋で山抜が大変で、特に

表 1 富山藩家中と郡方の動き（安政4・5年）

	年月日	富山藩家中	郡方	発生場所	参加人数	要求	作法	典拠
安政4年	8月	富山藩家中に半知の仰せ付け						言上留1・丁巳9月8日成瀬正居言上状／（一）P11
	10月11～12日あるいは10日頃から		騒動	十村寄合所、あるいは富山覚中町十村寄所	百姓200人ばかり	増米5000石減方	（詰めかける）	言上留1・26日付／（一）P15
	10月13～14日		騒動	富山近在の明神山・城山	百姓大勢	同上	藁薪を焚く、あるいは柴藁を焚く	言上留1・巳10月26日付山本松太郎調理書／（一）P16
	11月9日暁		騒動	笹倉村	小坂谷辺の村々百姓100人余	願方の世話	藁松明、声を上げる、竹の筒を吹き鳴らす／願方世話をしないので悪敷申し立て、支度	言上留1・巳11月20日付原貞之丞調理書／（一）P17
			騒動	井田川渡場	同上	渡守に向かいに渡すことを求める		言上留1・巳11月20日付原貞之丞調理書／（一）P17
	11月9日暁		打毀し	高田村扶持人十村四郎兵衛宅	百姓60人ばかり、あるいは30人ばかり	増米の勘定不正	門際の垣を破る、宅に入り込む、戸障子など12、13本、柱2、3本半伐	言上留1・巳11月20日付原貞之丞調理書／（一）P17
	11月10日夜9ツ時		騒動	ハツ尾山下三田山	ハツ尾辺の村々100人ばかり		藁柴等を燃やす、声を上げる、竹の筒を吹き鳴らす	言上留1・巳11月20日付原貞之丞調理書／（一）P17
	11月12日夜4ツ半時頃		騒動	ハツ尾山下奥田新田	大勢集まる、あるいは紙渡世小前の百姓		ハツ尾駅に設置された紙会所の廃止	言上留1・巳11月20日付原貞之丞調理書／（一）P17
	11月15日	御仕法方の儀存寄の趣を25日までに言上するように求める						言上留1・巳11月20日原貞之丞調理書・巳11月付御書立写／（一）P17・18
	11月25日	浅野長雄以下御咎め						言上留1・巳12月9日永田俊三調理書／（一）P20・21
安政5年	2月7日	富山様御借財相嵩御逼迫の躰により家中に御借上を求める、年8朱の利息						言上留4・午2月13日原貞之丞調理書／（六）P16～22
		勘定奉行が町方宿方御郡方に御借上を求める、年8朱の利息						言上留4・午2月13日原貞之丞調理書／（六）P16～22
		江戸表家老林助八帰国、御咎						言上留4・午2月13日原貞之丞調理書／（六）P16～22
		石川与三左衛門など13人御咎						言上留4・午2月13日原貞之丞調理書／（六）P16～22

図 1 魚津表・金沢表の概念図

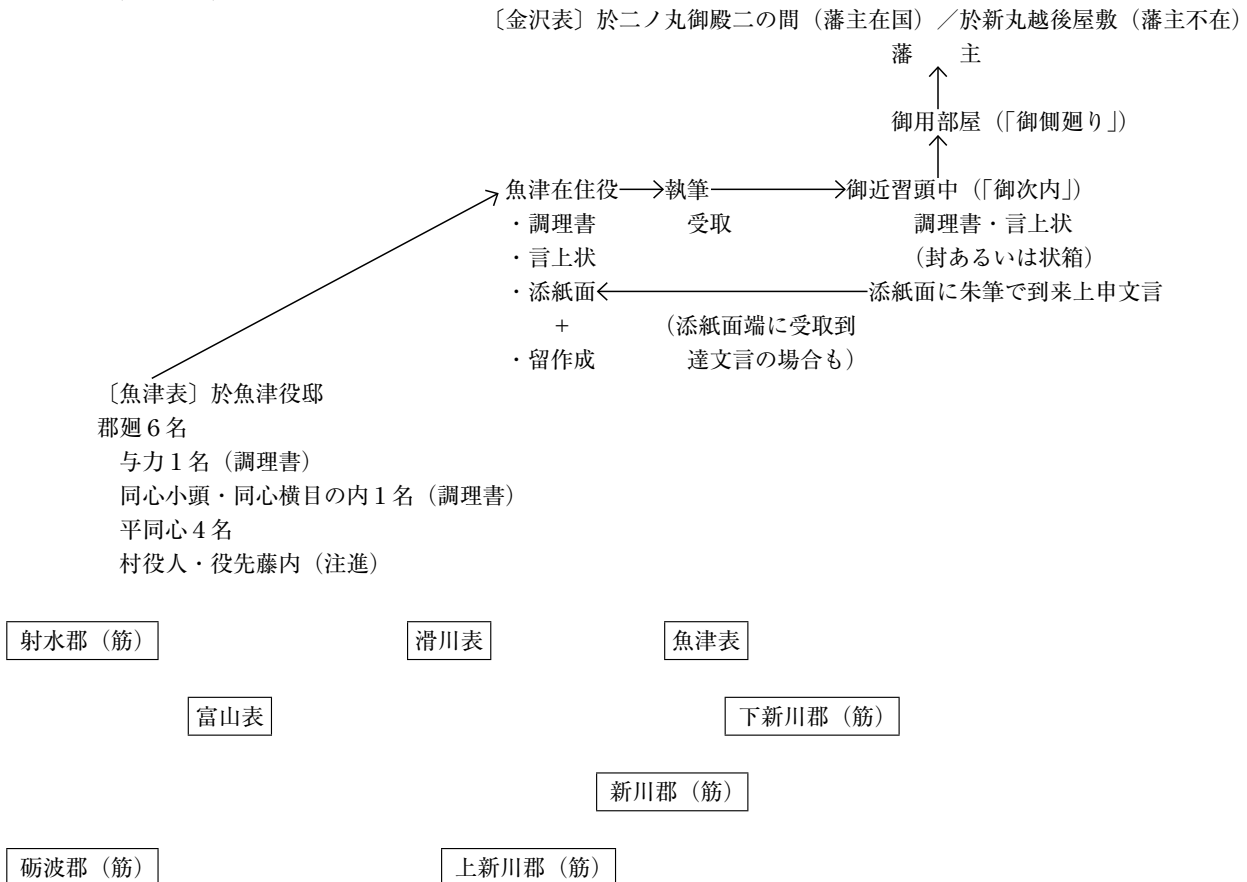


表2 「魚津御用言上留」第四冊を中心とした調理書と言上状との関係

* 《 》は主題を示す

〔調理書〕

午2 / 13付原貞之丞調理書 (4冊①-1)
 午二月付「覚」(4冊①-2)
 午二月付「御書立写」(4冊①-3)
 ≪富山表≫ (六) P16~22)

〔言上状〕

戊午2 / 18付成瀬正居言上状 (→2 / 晦) ((一) P24)
 (「右貞之丞義於出役先富山表之様子承合候趣、別紙三通指越申候」)

【安政5年2月26日地震】

* 「魚津附与力共より申越候趣」は留なし

戊午2 / 28付成瀬正居言上状 (→3 / 6) ((一) P25)
 (「右之趣即日魚津附与力共より申越候趣ニ御座候」)

午2 / 晦付立花源吾・荻野茂右衛門調理書
 ≪滑川表・新川往還筋損所大綱≫ (4冊②-1)
 午3 / 2付荻野茂右衛門調理書 (4冊②-2)
 ≪高岡繁久寺≫ (六) P22~25)

戊午3 / 3付成瀬正居言上状 (→3 / 15) ((一) P25・26)
 封表書「戊午三月三日 二月廿六日暁地震ニ付上新川筋之様子承合候一件、射水郡高岡繁久寺■御廟之様子承合候一件二通成——」

午3 / 5付原貞之丞調理書≪上新川筋立山温泉辺等之様子≫ (4冊③-1)
 立山仮絵図≪立山≫ (4冊③-2)
 (六) P25~28)

戊午3 / 8付成瀬正居言上状 (→3 / 17) ((一) P26・27)
 封表書「戊午三月八日 二月廿六日暁地震ニ付上新川筋常願寺川上立山温泉辺等之様子承合候一件 成——」
 「外立山仮絵図一集ニ上候事」

【安政5年3月10日出水(洪水)】

午3 / 11付立花源吾調理書≪砺波筋・五ヶ山等≫ (4冊④)
 午3 / 11付荻野茂右衛門調理書≪射水筋高岡等≫ (4冊⑤)
 (六) P27・29~33)

戊午3 / 13付成瀬正居言上状 (→3 / 26) ((一) P27・28)
 封表書「戊午三月十三日 二月廿六日暁地震ニ付砺波筋五ヶ山等之様子承合候一件 成——」
 封表書「戊午三月十三日 二月廿六日暁地震ニ付射水筋高岡等之様子承合候一件 成——」

午3 / 14付阿閉小右衛門調理書≪新川郡縮方≫ (4冊⑥)
 午3 / 14付原貞之丞調理書≪立山・富山≫ (4冊⑦-1)
 午3 / 15付石川良之助調理書≪常願寺川出水≫ (4冊⑦-2)
 (六) P33~35)

戊午3 / 18付成瀬正居言上状 (→4 / 2) ((一) P28)
 封表書「戊午三月十八日 地震ニ付新川筋相廻候与力阿閉小右衛門調理書 成——判」
 封表書「戊午三月十八日 地震ニ付立山暨富山之様子承合候一件一通 三月十日常願寺川出水ニ付承合候一件一通 成——判」

午3 / 付原貞之丞・木村円太夫・林茂久丞・藤江丈之助・堀井半左衛門調理書≪上新川筋田地損所潰家山抜等≫ (4冊⑧)
 午3 / 18付石川良之助調理書≪常願寺川出水≫ (4冊⑨)
 (六) P35~48)

戊午3 / 23付成瀬正居言上状 (→4 / 7) ((一) P29)
 (「此間別帳ニ記有、朱点不懸文調上ル」)
 (「同心横目石川良之助より申越候越左之通ニ御座候」)

午4 / 4付田中儀六郎調理書≪常願寺川出水≫ (4冊⑩)
 (六) P48・49)

4 / 8付成瀬正居言上状 ((一) P29)
 戊午4 / 8付成瀬正居言上状 (→4 / 16) ((一) P29・30)
 (「御田地損所調理方同心横目田中儀六郎より指越候一通」)

【安政5年4月26日出水(洪水)】

戊午5 / 12付成瀬正居言上状 (→5 / 15) ((一) P30・31)
 午5 / 12付成瀬正居言上状 (4冊⑪) (六) P49・50)
 戊午5 / 17付成瀬正居言上状 (→5 / 20) ((一) P32・33)
 戊午5 / 18付成瀬正居言上状 (4冊⑫) (六) P50・51)

常願寺川縁の原村より奥で海のような溜水で出水の危険性があること、つまり「常願寺川々上水止り」と、富山藩主の退去したことが緊急かつ重要な要件として判断されたのであろう。

戊午三月八日付言上状は(一) P.26・27、午三月五日付原貞之丞調理書(上新川筋立山温泉辺等の様子)と立山仮絵図(立山)を受けている(第四冊③1:2)。特に前者の調理書では、「常願寺川上鬼か城等山々崩込溜り水二相成、一時二拔出候時ハ、右川縁村々大変之旨等相聞得候二付、千垣村辺相廻承受候趣小紙相添候、大綱立山仮絵図之通、鬼か城今温泉上辺三里余茂両山大変崩込候二付、水一時二拔出候様之儀ハ無之旨等聞合候上」(第四冊③1)として常願寺川の川上鬼か城などの山崩・溜り水についても、その一時の流出があれば「大變」と意識されていたが、そのようなことはないと把握された。また「和田川上筋龜谷村一里斗奥字そろはん坂与申山崩出水塞止り候由、夫へとも一里斗奥■同様なり合与申所二而山崩水止り候由、此奥二而一ヶ所水止り候由二候へ共、常願寺川上同様所々平等二崩込候儀故、両川共水一時二拔出候儀ハ無之躰二付、右川縁村々暨富山新庄辺等、二三日分何れも安心罷在候躰ニ御座候」(第四冊③1)として、そろはん坂という山、その奥の二か所の山々の山崩・水塞止りも一時の流出が心配されているが、川縁村々や富山新庄辺などでは安心していとされた。また「有峯村之様子承合候処、所々少々宛山拔仕候由二候へ共、人家等暨人馬變之儀も無御座躰、御田地等損シ所之儀ハ比日雪五六尺斗も有之候事故、急ニハ相知兼候由、併雪悉ク割居候処二而ハ定而損シ所余程有御座哉二相聞得申候」(第四冊③1)として有峯村で山拔があつたが、人家・人馬に異変はないこと、また田地等の損所は雪で急には知りえないが、雪が割れているところでは余程の損所ではないかとしているが、心配そうでもない。言上状でも、水道もついて追々溜り水も押し出していたので二月晦日に、退去した富山藩主が帰城したこと、それと関係すると思われるが、当初雲霞ではっきりと見分けができなかつたので「大形ニ申触」れたが、少々水道もついて「追々溜り水押出候儀」であつたので、地震も鎮まり、水道もついて、人氣が鎮まつたと考えている。先に七谷あまりで海のようになつていたのは「軽き者」の言うと

ころで、見違えて「大形ニ」申し触れたのではないかと、結果的に見方を修正している。「立山仮絵図」は見苦しいので写し取って言上している。また砺波郡今石動、射水郡高岡など潰家が数多くある様子だが、郡廻の同心どもからまだ報告されていないとしている。

地震被害は、魚津表、滑川表、往還筋、上新川筋と徐々に少しずつ明らかになってくるが、この時点ではまだ砺波郡今石動、射水郡高岡などは報告がなく把握していなかつたことになる。また地震被害のうち、常願寺川の川上にあつた海のような溜水は「大形」だつたと修正したことになろう。

(イ) 三月十日洪水以後

戊午三月十三日付言上状は(一) P.27・28、午三月十一日付立花源吾調理書(砺波筋・五ヶ山等)、同日付萩野茂右衛門調理書(射水筋高岡等)を受けている(第四冊④⑤)。これらにより、ようやく砺波郡今石動、射水郡高岡の報告を得るが、射水郡高岡の百八十五軒の損家がわかりにくいとして、金沢表での風評と比較して、百八十軒余りの皆潰の意ではないであろうとしている。このとき、まだ十分に地震被害の全体を把握できていない段階で、三月十日の出水、洪水被害を知ったことになる。出水は昼九半時頃で「大鳴」して出水し、半時ばかり立って減水し、「用水川或ハ用水古川等所々水切込御田地も少々損シ申躰」として用水の川に入り田地も「少々損」し、出水は残らず泥で二尺〜四、五尺たまっているが、先達つてから所々損じていたところに、昼四時前、四ツ半時過ぎの二回の地震によって出水したと把握され、金沢表でも、十日朝に「少々震」えたとしている。二月二十六日の地震と三月十日の洪水は、一連のことと把握され、二回の地震を契機として出水したと見ている。

戊午三月十八日付言上状は(一) P.28、午三月十四日付阿閉小右衛門調理書(新川郡縮方)、同日付原貞之丞調理書(地震後の立山・富山の様子)、午三月十五日付石川良之助調理書(常願寺川出水)(第四冊⑥⑦1・2)を受けている。特に原貞之丞調理書では「当八日原村二止宿、同村一里斗奥、栗弦与申所迄相廻、真川等之様子見聞仕候処、右栗弦下段今立山下湯道根少も無御座、右地震暫後、泥水莫太二押出候砌、山之張出之崩落、右場所一里斗奥字から杉と申込返指

渡シニ相見得申候、尤右川泥ニ而二十間余も高ミニ相成居候躰ニ御座候、且又向側称名川縁材木坂辺等所々山拔落候躰ニ見聞仕候、将又右止宿之砌、夕呉少比何れ之山ニ御座候哉、如大筒之鳴響申候」(第四冊⑦)として、三月十日出水前、八日に原村に止宿して、地震後、山の張り出しが崩落して莫大な泥水を流出し、材木坂辺など山抜けや山鳴があったと把握していた。さらに三月十日の出水について「当日九ツ半時比、西番村発足、近在大場村領通り掛り内、常願寺川縁ニ出水相成候得共、暫時ニ減水仕申候ニ付、川筋見分仕候処、泥水ニ而同村領并用水筋等へ泥押入少々宛相損シ候躰ニ御座候、尤川原、中ハ五尺七尺宛茂泥溜り居候躰ニ相見得申候、右ハ同日昼前両度少々宛之地震ニ而、真川之上山所々割掛り居候分も有之由ニ付、又々拔落、右泥落出候哉も難斗旨等風評仕申候」(第四冊⑦)として、出水後、減水しているが、大場村領や用水筋などには泥が入り、川原も五尺七尺の泥が溜まっており、二回の地震で真川川上の山々が割れかかりまた崩落して泥が落ちるかどうかわからないと風評を把握している。石川良之助調理書では、役先藤内勇助など注進により急ぎ出役したために、三月十日の出水自体の把握(利田村領から少々切込、十ヶ村斗へ入川し、白岩川に落合、御田地余程相損候躰)であり、村々歩数等は調理中としている(第四冊⑦)。このためか、言上状では金沢に戻った魚津御馬廻御番頭津田平兵衛からの聞き取りをして、立山劔ヶ嶽の方は地震後も遠方から見ると「矢張是迄之形之通り相見え申候旨」として遠視による限り形の変化はないとしているが、常願寺川では「地震後溜り強く澄不申由」として澄んでいないことなどを聞き取りして(二)P.28)、地震後の立山、特に常願寺川について懸念している。いつ付けられたのかわからないが、朱筆による付箋では「越中大地震」とされている(二)P.29)。金沢表も震えたことは先述した通りであるが、上新川郡の立山温泉辺等の様子、富山の様子、砺波郡・射水郡の様子、三月十日の常願寺川出水を記す調理書を読み得て、魚津在住の管轄領域を反映する形で「越中大地震」と認識したのであろう。

戊午三月廿三日付言上状は(二)P.29)、午三月付原貞之丞・木村円太夫・林茂久丞・藤江丈之助・堀井半左衛門調理書、午三月十八日付石川良之助調理書

を受けている(第四冊⑧⑨)。前者で上新川筋田地損所潰家山拔等という新川郡の地震被害の詳細を知る一方で、後者では出水自体の把握(常願寺川が利田村領より入川し、曾我村等に移り、それから竹内村に流出し、同村より白岩川に落合ってそれ以来水少々流れていること)で、「急ニ者瀬踏も仕兼、今更数等相調理不申躰」としてやはり歩数は調理できないとしている(第四冊⑨)。言上状では、これをそのまま受けて三月十日出水で「人家流失之義等泥水入川等仕候ヶ所」を今更瀬踏みできないほどであること、「人家不残川之向岸」になつた分、小村では一村立退したところもあつて、急には調理できないとしている。戊午四月八日付言上状では(二)P.29・30)、三月十日の出水(洪水)から一か月ほど立ち、午四月四日付田中儀六郎調理書を受け、歩数を記した常願寺川洪水の詳細を記した調理書(第四冊⑩)を付している。これが「別冊水損調理書并絵図巻別紙一通」であろうが、出水の把握、特に歩数把握に手間取り、地震との関係は記されていない。

魚津表も金沢表も、ともに一貫して、地震は二月二十五日あるいは二十六日、出水(洪水)は三月十日、四月二十六日と区別している。二月晦日、三月五日付の調理書までは、早い時期に立山などの山崩れ、常願寺川川上などでの水塞止りが一時に流出する危険性を心配して対処したことが把握されていた。ところが地震被害の全体像が把握できていない段階で、三月十日の出水がおき、新川郡の地震被害の詳細がわかる一方で、この洪水被害を急には把握できない、対応できないとして、ここにきてようやく越中一國が被災した地震だったと当時認識して「越中大地震」としたのである。三月十日の徴候も見うけられたが、出水の把握に手間取り、十分に地震と洪水との関係が記されなかった。洪水被害は一か月ほど立ってようやく御田地損所が把握されている。

(ウ) 四月二十六日洪水以後

戊午五月十二日付言上状では(二)P.30・31)、四月二十六日八時過ぎに出水し、夜には西水橋の流失家が確認され、新庄辺等は「大変」で、七半時過ぎ追々減水して、二十七日には常水となり、泥は西水橋には渡らず、東水橋御蔵所も無事だったとしている。五月九日以後に、出役していた与力阿閉小右衛門から直

接成瀬正居が話を聞いて「先新庄辺二而八目之及候丈ケハ泥ニ而只黒ウ見え申候由、其上二折々森見え申候而損家見え候所も有之候へ共、先ハ家二見え申由、流木者夥敷義、即新庄辺ニも大サ六尺、或ハ二間斗之石泥之内ニ見え申候、何レ川上より流れ参り候与被存候旨」として、目の及ぶかぎり泥で黒く見え、森や家も見えるが家には見えず、流木がおびただしく、新庄辺には六尺あるいは二間ばかり石泥の内に見え、川上から流れきたのであると察している。これにより溺死人が百二十人余か二百人かは知りたがいにし、いったん流れ出て助かった者も多くいるが、「平均に出来り候事故通し去候義も出来間敷様ニ被存候へ共、一生懸命ニ逃去候故か損人少きと、存候由偏ニ白昼故と申聞候」として、洪水が「平均」して出来るので遁れえないが白昼だったゆえに助かった人が多いと聞いたとしている。この洪水の後を次のように見ていた。

「泥付候御田地等深の深サ六七尺斗も有之候処御座候由、後々取除方何とも面^{如何}倒相成義ニ御座候哉、一面泥之義ニ御座候故、其上へ中々小屋懸も仕候義出来不申人々住家ハ無御座、食物も無御座村々之者十方ニくれ相歎き罷在候様子御座候、先無難之村々へ身を寄セ罷在候様子、此比新庄辺ハ町新庄之方ハ無難ニ御座候故、先家毎二三軒四軒斗も暮し居候族見聞仕候由ニ御座候、余之村々も先右様之躰与被察申候」

田地に深さ六、七尺も泥が入り、取り除くのが面倒なことで「一面泥之義」なので、小屋懸け、住む家、食物も事欠き、村々の者は「十方ニくれて」歎いている様子をいい、まず「無難」の村々に身を寄せる様子、町新庄の方は「無難」だったので、家毎に三軒、四軒ばかりも暮らしているということ、他の村々も同じようではないかと見ている。これは洪水から約二週間前後の様子であると思われるが、確かに「目之及候丈ケハ泥」あるいは「一面泥之義」として、洪水の衝撃を物語っているのである。一方で「無難」の村々があったこと、また新庄辺でも町新庄の方は「無難」だったとも記している(前掲³近藤浩二「変地所分間絵図に見る常願寺川大洪水—安政飛越地震における二次災害被害の実態解明に向けて—」では「広大な地域が泥水に浸かったことは間違いない事実であるが、一部の微高地等が無被害地として浮島状に存在していたと見られる」と指摘している)。

この四月二十六日の洪水の原因は川上から流出したのではないかと見ていられるように、上流の原村にあった泥は一切無くなった様子を聞いたとしているし、川上溜水の様子を見届けるために四月二十六日の出水後に岩峠坊一人・座主坊村百姓一人が松尾山まで見たこととして、これまでであった三十町に二十町ばかりの溜水はなかったが、二、三間ばかりの溜水が二つ、十間ばかりの分が二つあり、御郡所に通達され、懸念であるので御郡方足軽などが帳冊に仕立てるために出立したことを聞いている。これらから、二月二十六日の地震後に三十町ばかりの溜水が出来ていたと見えていて、それが川下に流失したものと考えていたことになろう。また岩瀬から水橋まで往来を通った者に聞いたとして、また広田組などでは、出水もあるのではないかとして取沙汰して「人氣落付不申躰」と把握している。

成瀬正居が魚津表にすることもあろうが、四月二十六日の洪水の記載は詳しい。常願寺川の川上から土砂が下流域に流失して大きな被害があったと理解され、それゆえ川上にはまだ溜水があつて再び出水するのでないかと懸念があり人氣が落ち着かないと把握されていたことになる。

午五月十七日付言上状では(一) P31~33、常願寺川は澄まず、川上溜水は立山温泉跡と小鳶あたりでそれぞれ一か所ずつあるという風評が把握されている。また魚津、角川川上、早月川川上で「山鳴」があつたので、町方では出水するのではないかと風評があつたとしている。ただ成瀬正居は「加様之変事」のあとには様々な風評がでるものとして打ち捨てていたが、町方には出水に留意するものもあり、懸念に思つて伊折村の者に早月川川上を詮索させたが、川上に変つた様子はなかったとしている。成瀬正居は角川川上の鹿懸城に見分に行っているが、常願寺川川上、角川川上、片貝川について、雨が強く降れば常々ある出水があるうがいずれも変わったことはないとしている。

当時、出水のときに「山鳴」がある、川が澄んでいないときは注意を要する、という災害教訓に近い智恵のようなものがあつたことがわかるが(智恵については、吉越昭久「歴史災害と減災の智恵—抽出と利用の方法—」(ひょうご震災記念21世紀研究機構災害対策全書編集企画委員会編「災害対策全書」④防災・減災、二〇一一年五月、ぎょうせい、所収、

参照、これまでも常願寺川での洪水前に「山鳴」があったので、魚津、角川、早月川などの川上で「山鳴」があったことで出水があるのではないかというのは無理がないように思える。しかし一方で、成瀬正居はよくある風評ととらえていて、川上の様子がなかなか知りえない町方と、心配になって川上を見分できる魚津在住役の違いがあることがわかる。

午五月十八日付言上状では(第四冊⑩)、五月五日発足して、真川筋滞留の水元の見届方では、真川大橋辺より、少々上に長さ十六丈ばかり幅百間ばかりの水溜りが一か所あって、流出口は瀧のようになっていて確認し、湯川筋溜り水の水根の見届方では、松尾下より小島という辺、温泉跡などに七、八か所ばかりあって、うち一ヶ所は長さ五百間ばかり、幅三百間ばかり、そのあまり六か所ばかりは小さき溜り水で石砂少々宛流出しているということで、真川・湯川ともに、おそらく一時に流出することはないように風評している。また四月二十六日常願寺川出水根元溜り水か所は、湯川・真川が落ち合う熊倒辺など二、三里ばかりもあつた溜り水が一時に流出したとしている。

地震と二回の洪水との関係を、二月二十六日暁の地震の後、折々に出水していて、三月十日出水の分は、真川留滞水であつて、湯川川下両縁の粟須辺までも深泥が押し出していて、四月二十六日の出水でこの深泥が一時に押し出し、その後、湯川川下両縁などは常の川原になったとして、確かなことは聞きえないが、風評などのままとしている。この地震と二回の洪水との関連付けは、遠隔地で調書書を読んで判断するよりも魚津表で見分した関係者への聞き取りを得て、四月二十六日の洪水の後に、真川・湯川筋滞留の水元、常願寺川滞留の水元を見届けることでようやくなされて認識されたということであろう。

この洪水の緊急的な対応として、水難者には東岩瀬給人米に続けて東水橋給人米四百石ばかりに下賜され、甚しい水難者には一夜に油三夕ばかり、塩七夕ばかりずつ下賜された。また二月の地震で、黒煙が立ち上る「火山」ができるとともに、割りが目立っていた新川郡弓庄組堀前村領山が、五月十四日昼後の少々の地震で高サ四五丁ばかり、幅三十間ばかり、白岩川辺へ崩落し水が留つたので、水元を見届ると、常水であつたということである(第四冊⑩)。

言上状では、地震と洪水との関係は、早くも戊午三月三日付で心配されていたが、富山藩主が帰城することもあるとあって、当初の見方は「大形」であつたとしていったん見方を修正し、戊午三月十八日付で、再び地震後の立山、特に常願寺川について懸念して、地震と二回の洪水との関係付けが明確になるのは午五月十八日付であつた。魚津在住役の成瀬正居の災害認識は、基本的には調書書をよく受けているが、四月二十六日の洪水のみ、成瀬正居自身が聞き取りによって言上状をまとめたということになる。

(3) 言上方の確認

第四冊は、先述したように、午(安政五年)二月十三日(午(安政五年)五月二十日)が記載され第一冊と重複するが、これは安政の大災害の時期に限られている。やはり地震と洪水に対応する中で、魚津在住役の言上の機会が増えたのであろう。六月六日前後にこれまでの言上について「以封物奉言上候儀儀々々二相成申候」として言上することが頻繁になったとし、差支えがなければ「差略仕度奉存候」として簡略にしたいとして、次の七か条をあげているが、結果的に前の四か条はこれまで通り言上し、どうも後の三か条は近習頭に簡略に言上してもよいようになったと思われる(一) P34)。

- 一、与力四季御郡廻調理之趣
- 一、同心小頭横等春秋本役廻調理之趣
- 一、富山表之義聞探り候趣
- 一、若百姓共徒党仕騒立候様之義有之候へハ早速奉言上候
猶相変候義出来奉言上候^{仕分}ハ何とも豫而難指定義ニ奉存候
- 一、出火・焼失調理之趣
- 一、水損等調理之趣
- 一、変死人有之候節調理之趣

魚津在住役の言上方は、与力が四季に新川郡・砺波郡・射水郡の三郡を廻る御郡廻をして作成する調理書、同心小頭・横目などが新川郡を廻る本役廻をして作成する調理書、富山表を探索した調理書、「変候儀」や水損などを言上す

ることになっていっている、加賀藩越中領の監察・警察業務を担っていることに加えて、富山藩領も探索するので、当然、地震・洪水についても幅広く把握することになり、「魚津御用上留」は近年の諸研究が明らかにしているように、完全ではないにしても、基本的な史料となりえたであろう。

四 翻刻について

本稿では、「魚津御用上留」第四冊を掲載した。第四冊は、先述したように、午(安政五年)二月十三日(午(安政五年)五月二十日)が記載され、この第四冊から、午二月晦日(五月二十日)の部分について、すでに東京大学地震研究所編『新収日本地震史料』第五巻別巻四(東京大学地震研究所、一九八六年一月)で翻刻がなされている。また先述したように、近年、「魚津御用上留」の中でも研究蓄積が多くなっている箇所でもある。

それゆえ、分量としては多くはないが、いまだ翻刻されていない部分があること(午二月十三日から午二月まで)、誤記などの見せ消の部分があること、全文を抹消した部分があることなどから、史料研究としては、なるべく史料の原形を伝える意味で、第四冊全文を校訂しなおした。なおこれまでの掲載は次の通りである。

- (一) 第一冊前半、安政四年(一八五七)十月から安政五年六月十一日まで
- (二) 第一冊後半、安政五年(一八五八)六月十二日から十二月二十七日まで
- (三) 第二冊前半、安政六年(一八五九)正月十三日から同年十二月十九日まで
- (四) 第二冊後半、安政七年、万延元年(一八六〇)
- (五) 第三冊、万延二年(一八六一)から文久二年(一八六二)五月まで

4月27日	減水で常水となり、与力村田乙三郎らは東水橋を引揚、7時に魚津に戻る、与力阿閉小右衛門・同心横目永田俊三らは留まる((一) P30)		
5月2日	与力阿閉小右衛門・同心横目永田俊三らは西水橋へ渡り、新庄など富山迄を廻る((一) P30)		
5月4日	成瀬正居が常願寺川上を巡見(一) P31		
5月5日	同心横目永田俊三が立山下湯川・真川留滞の水源浅深の様子見分のため常願寺川上に出役(4・⑫)		
5月9日	阿閉小右衛門ら出先から魚津表に戻る(第15報)((一) P30)		
	与力阿閉小右衛門ら、帳冊仕立ての絵図を添えて調理書を作成(第16報)((一) P30)		
5月12日	成瀬正居が岡嶋左膳・山森権太郎に言上(一) P30(4・⑪)	5月12日	5月12日付で常願寺川出水以後の続報を言上する((一) P30~34)
5月14日	昼後少々地震(4・⑫)		
5月17日	成瀬正居が自分の巡見を調理書にまとめ中使を介して近習頭中に報告((一) P31~33)	5月17日	5月17日付で常願寺川出水以後の続報を言上する((一) P30~34)
5月18日	成瀬正居が立山下湯川・真川留滞の水源浅深の様子を岡嶋左膳等に言上(4・⑫)		
5月25日~6月6日	新川郡本役御用として六手に分かれて廻る、原貞之丞(5/25~27)立花源吾(5/25~28)荻野茂右衛門(5/29~6/1)石川良之助(5/29~6/2)永田俊三(6/3~6/6)今井采吉(6/3~6/5)(第17~22報)((一) P34~36)	6月2日	6月2日付で常願寺川出水以後の続報を言上する((一) P30~34)
		5月29日	成瀬正居、金沢に帰着(「魚津在住御用方日記」)
		6月6日	言上が度々になったので差略についてお伺いをたてる(一) P34
		6月7日	御用部屋からの呼び立てで御次に罷出、伺い通りと仰せらる(一) P34
6月8日	与力高島九郎兵衛ら打毀に出役((一) P34)		
6月10日前後	与力高島九郎兵衛ら打毀の様子を成瀬正居に報告(第23報)((一) P34)	6月11日	成瀬正居が新川郡内本役御縮方として調理書六通を近習頭中に言上する((一) P34~36)

表3 魚津表と金沢表の動き

	[魚津表]		[金沢表]
2/7前後	同心横目原貞之丞、新川郡町新庄村辺を廻り富山表等の様子を承合(4・①-1)*4は第4冊のこと、以下同じ。		
2/13前後	同心横目原貞之丞、魚津を引揚、役先町新庄村藤内瀬平に注進を申し談じ置く(4・①-2)		
		2月18日	成瀬正居が同心横目原貞之丞よりの申越(新川郡棚ヶ原村・入膳村・上市村など)を近習頭中に言上、富山表承合三通も上申(一)P24・25)
2月22日	立山下温泉へ柚などが登る(4・③-1)		
2月26日前	中山地村人11名が亀谷山・小谷山辺に山稼に登山(4・③-1)		
2月26日	2月25日夜(4・②-1)あるいは2月26日丑之上刻比(4・③-1)あるいは暁8時前に【地震】(一)P25など)		
	魚津附与力共が魚津表・滑川表・高月村辺往還の様子を成瀬正居に報告(第1報)(一)P25)	2月26日	第1報を受け成瀬正居が富山領御境等新川郡内の御締方として郡廻りを魚津表に指示する(一)P25)
	魚津附与力共が同心小頭等に三郡へ月並廻兼帯で急発させる、砺波郡は同心小頭立花源吾等が出役、射水郡は同心横目荻野茂右衛門等が出役、下新川郡は同心横目田中儀六郎等が出役(一)P25)		成瀬正居が魚津表損所等荒増を御用番村井又兵衛へ言上する(一)P25)
	作事奉行前田九兵衛等が高岡繁久寺に行き損所を見分する(4・②-2)		
2月27日	芦峯寺村の者が溜水の場所を見に行く(一)P25・26)		
2月28日	富山藩長門守が布目村に立ち退く(一)P26)		
	役先高原村藤内瀬平による新川郡石割村など人家損壊・死者の注進を受けて、同心横目原貞之丞等が新川筋へ出役(4・③-1)	2月28日	成瀬正居が魚津表・滑川表・金沢表などを近習頭中に言上する(一)P25)
2月29日	高原村役先藤内が常願寺川について注進(一)P25)		
2月晦日	立花源吾・荻野茂右衛門が出役道筋である新川往還筋損ヶ所大綱を上申する(第2報)(4・②-1)		
	荻野茂右衛門は町新庄村を引揚、射水郡へ廻る(4・②-2)		
	与力高島九郎兵衛は春廻りとして富山近辺より砺波・射水筋へ(一)P26)		
	与力阿閉小右衛門は魚津を出立し、新川筋御締方として富山領境等新川筋へ出役する(一)P26/4・⑥)		
	夜五時に富山藩長門守が帰城(一)P26)		
3月2日	射水郡を廻っていた同心横目荻野茂右衛門が高岡繁久寺の損所の注進を受けて高岡に行き御廟所の様子を報告(第3報)(4・②-2)		
	与力阿閉小右衛門は新川筋廻先より成瀬正居に報告(第4報)(一)P26)		
3月3日	新川郡へ出役した与力阿閉小右衛門に同心横目原貞之丞等が合流(4・③-1/⑦-1)	3月3日	成瀬正居が常願寺川川上水止り、富山藩主長門守の立退を御用番前田土佐守に言上(一)P26)
3月4日	下新川郡を廻った同心横目田中儀六郎が魚津表に戻り成瀬正居に報告(第5報)(一)P26)		成瀬正居が上新川筋の様子、高岡繁久寺御廟の様子を同封して近習頭中に言上する(一)P25・26)
3月5日	同心横目原貞之丞が上新川筋常願寺川立山温泉辺の様子を立山仮絵図を添えて成瀬正居に報告(第6報)(4・③-1)	3月8日	成瀬正居が富山藩主帰城、新川筋などを近習頭中に言上する(一)P26・27)
3月10日	昼4時前、昼4時半時、2回の地震、昼9時半時、大鳴して出水【第1回常願寺川出水(洪水)】(一)P27)	3月10日	少々震(一)P27)
	西番村から藤木村へ新川郡を廻っていた与力阿閉小右衛門が常願寺川出水を見分する(一)P27)		
3月11日	役先高原村藤内勇助の注進で、同心横目石川良之助らが魚津を発足、常願寺川に指し向かう(4・⑦-1/⑦-2)	3月11日	魚津馬廻番頭津田平兵衛が金沢表に帰る、立山・常願寺川について聞く(一)P28)
	砺波筋を廻った同心小頭立花源吾等、射水郡筋を廻った同心横目荻野茂右衛門が成瀬正居に報告(第7・8報)(4・④⑤)		
		3月13日	成瀬正居が砺波筋五ヶ山・射水筋高岡等の様子を同封して近習頭中に言上(一)P27・28)
3月14日	新川筋を廻っていた与力阿閉小右衛門が魚津表に戻り成瀬正居に報告(第9報)(一)P28)(4・⑥)		
	同心横目原貞之丞が常願寺川3月10日出水、立山・富山御領内の様子等を報告(第10報)(4・⑦-1)		
3月15日	同心横目石川良之助が常願寺川出水の様子を報告(第11報)(4・⑦-2)		
3月	原貞之丞以下五名が上新川筋村々田地損所・潰家・山抜等を報告(第12報)(4・⑧)		
3月18日	同心横目石川良之助が3月10日常願寺川出水の様子を追加報告(第13報)(4・⑨)	3月18日	成瀬正居が新川筋・立山の様子など近習頭中に言上する(一)P28)
		3月23日	成瀬正居が3月10日常願寺川出水などを近習頭中に言上する(一)P29)
3月29日	与力高島九郎兵衛ら三郡廻りより魚津表に帰る(一)P31)		
4月4日	同心横目田中儀六郎が3月10日常願寺川洪水の様子を成瀬正居に報告(第14報)(4・⑩)		
		4月8日	成瀬正居が3月10日常願寺川出水などを近習頭中に言上する(一)P29・30)
		4月11日	成瀬正居が金沢を出立、砺波郡・射水郡、伏木・放生津などを巡見して魚津へ(一)P31)
4月17日	成瀬正居が魚津表に到着(一)P31)		
4月26日	常願寺川出水【第2回常願寺川出水(洪水)】で同心横目永田俊三など出役、夜に西水橋で流失家が出て、与力村田乙三郎・阿閉小右衛門らは東水橋に出役、夕7時半過ぎに至り追々減水(一)P30)		

〔史料翻刻〕 第四冊

凡例

翻刻にあたっては、なるべく史料の原形を伝えることにとめたが、次のような原則で翻刻した。

- 一、字体は旧字を新字に、俗字を正字に改めた。
- 一、変体仮名は平仮名になおした。但し「茂」「与」はそのままだにした。
- 一、合字の「夕」はそのままだ使用した。
- 一、史料の原本に読点はないが、適宜読点をほどこした。
- 一、抹消は文字の左に抹消記号「、」をほどこし、文字の右に訂正後の文字を配した。抹消前の文字が判読できない場合は字数分を■とした。
- 一、虫損は字数が判読できる場合は□で、字数が判読できない場合は「」とした。
- 一、誤記・脱字の個所には、文字の右に(ママ)と適宜記した。
- 一、史料の一部に、当時の身分差別を反映する記載がなされている場合があるが、史料の内容を明らかにするために原文のまま掲載した。決して差別の再生産に誤用されるべきではない。

(表紙)

「 (朱印)

(貼紙) 『成瀬正居』 『献』

(貼紙・朱筆) 『き』

及言上候与力同心

調理書留

御用部屋迄達候分も留置

(朱筆)

『魚居十一』 成瀬正居

貞之丞より指越候富山表承合候一件

三通左之通本紙八前文之通上ル

- 新川郡町新庄村辺相廻、富山表等之様子承合候処、当七日同所并御郡方身元宜者數十人御呼出、御借上金被仰付候躰、且又御家中之内御咎人茂多ク有之候躰相聞得候二付、手筋を以密々承合候趣委細左ニ奉申上候、以上
- 一、富山様御借財相嵩御逼迫之躰ニ而当七日御家中并町方等分限を御見斗数十人御呼出シ、御家中初足輕分ニ至迄御席ニおゐて御家老中等列座之上別紙覚書之人々御目録ヲ以人前江御借上之趣被仰渡候由、且又町方宿方御郡方之儀ハ御勘定所ニおゐて同奉行所等分右同様被申渡候躰、尤金高暨同郡又藏殿等被■出、別紙ニ相調候通ニ御座候御借金八朱之利足を以年賦ニ而御返之旨勿論、金子ハ早速可指上様被仰渡候処、今般被仰出候儀ニ付、何れも無抛御請申上候へ共、人々迷惑罷在候由、中ニハ御見送這之人茂数多有之躰ニ而別而足輕分杯之内借家人或家財等可売「」之者も可有御座哉ニ風聞仕申候、将又右之外ニも此後中分江是又御見斗を以御借金可被仰出哉ニ風評承受申候
- 一、御家中之内御家老林助八殿、当七日江戸表分被罷帰候上、同日御呼出、別紙御書立之通被仰渡候躰
- 一、同日石川与三左衛門殿等十三人、是又別紙覚書之通御咎方被仰渡候躰ニ御座候、右御書立等手筋を以密々写取候二付奉指上候
- 一、前件之儀ニ付、御領内人氣之様子承合候処、旧臘以来米穀高直ニ而町在共、小前之者難儀罷在候処江、今度御借上金等被仰出候二付、無何与人氣不穩、商方暨様方等都而不融通之躰ニ相聞得申候
- 右之外指懸り相変儀承不申候、依而私共今一兩日富山辺相廻、異変之儀も無御座候へハ引揚可罷帰与奉存候、尤御役先町新庄村藤内瀬平江少シニ而茂相変品有之候ハ、急速及注進候様嚴重申談置候
- 右奉言上候、以上

(安政五年)
午

二月十三日

原貞之丞判

一、百兩

御先手廻

阿部良右衛門

新番

佐伯次郎右衛門

同

吉村丹右衛門

同

無号九兵衛

同

荒川八十郎

同

森田安之助

同

小西文二

同

井上藤之進

同

中井淺次郎

御歩

小林新平

同

飯嶋五兵衛

同

嶋崎吉右衛門

足輕

金子佐助

同

石田嘉兵衛

覺

一、三千兩

御手廻組

一、五百兩

田部文蔵

同

林修助

一、六百兩

御先手組

一、七百兩

淺利伊兵衛

同

金岡彦一郎

一、三百五十兩

組外

藤村東助

一、二百兩

新番

朝倉太兵衛

一、百五十兩

同

村沢弥右衛門

一、二百兩

御歩

清水竹太郎

一、二百兩

新番

大師堂四郎右衛門

一、四百兩

新番格御歩

森田直右衛門

一、二百兩

御歩

嶋田甚助

一、百五十兩

同

竹内次三郎

一、同	同	但名前相知兼申候	一、二百五十兩	同	茶所屋
一、同	同	粟嶋	一、九百兩	同	中屋
一、同	同	今井安次郎	一、百五十兩	町年寄菓子屋	伝兵衛
一、同	同	安村与左衛門	右五人八長町人二而何与歟御取扱も有之者之由	但名前相知兼申候	
一、同	同	布村弥之助	一、二百兩	稻荷屋	
一、同	足輕	中垣喜右衛門	一、二百兩	瀧口治右衛門	
一、同	同	石田欣助	一、千五百兩	嶋村屋与兵衛事	
一、同	同	高桑武右衛門	一、六百兩	為様屋藏助事	
一、同	同小頭	永森磯右衛門	一、千五百兩	大間知庄助	
一、同	同	水上小三郎	一、同	堀礼藏	
一、同	足輕	佐久間清次	一、同	医者	
一、同	同小頭	高嶋武兵衛	一、同	同	吉田清次
一、同	同	森銀次郎	一、同	下代	林井善次
一、同	同	稲田半次	一、同	同	佐々木好之助
一、同	同				小西治兵衛

一、七百兩	同	清兵衛	勘四郎
一、七百兩	同	本江屋	新保屋
一、百五十兩	同	藤右衛門	伊右衛門
一、六百兩	同	洪屋	牛嶋や
一、六百兩		調兵衛	弥三兵衛
一、六百兩		能登屋	塩や
一、百兩		林蔵	喜兵衛
一、百兩		中屋	大坪や
一、三百五十兩		禎三郎	宗右衛門
一、三百五十兩		中屋	安田や
一、百五十兩		清次郎	嘉兵衛
一、百五十兩		塩屋	米や
一、三百兩		与右衛門	梅次郎
一、三百兩		高木屋	長江や
一、三百兩		三郎兵衛	太助
一、三百兩		関屋	塩や
一、二百五十兩		善次郎	七兵衛
一、二百五十兩		牛嶋屋	杉や
一、三百五十兩		半兵衛	清四郎
一、三百五十兩		嶋屋	布目や
一、三百五十兩		平三郎	伊兵衛
一、三百五十兩		本江屋	石動や
一、同		政治郎	善四郎
一、同		炭屋	川上や
一、二百五十兩		久右衛門	清七
一、二百五十兩		羽根屋	辻や
一、同		能登屋	九右衛門
一、同		喜兵衛	大分丸や
一、同		能登屋	

一、同	鐵次郎	一、二百兩	四方駅 医者
	田口や		相野父伯
	常次郎	一、同	同所
一、二百五十兩	洪や	一、同	川西八左衛門
	嘉七	一、百兩	同 今市や
一、二百兩	草嶋や		助一郎
	太助	一、同	西岩瀬駅駒見や
	西谷や		伊八
一、百兩	伝右衛門	惣	
	米や	惣	
一、百五十兩	次右衛門	二万四千九百五十兩	
	平野や	右金高之外ニ御郡方之義ハ玄米ニ而	
一、同	安右衛門	御借上名書等左之通御座候	
	羽根や	一、百二十石	三角村丁村
一、同	清兵衛	一、百三十石	井上清兵衛
	室や	一、百三十石	嶋村 同
一、百兩	十右衛門	一、百二十石	岡嶋藤十郎
	京田や	一、百二十石	大坪村 同
一、同	清次郎	一、百十五石	藤井与三郎
	八ツ尾駅 吉反や	一、百十五石	長沢村 同
一、三百兩	友次郎	一、百十石	吉井和左衛門
	秤や	一、百十五石	鴨嶋村 同
一、百兩	忠二	一、百十五石	稲垣善六
	とうふや	一、百二十石	八日町村 同
一、同	四郎兵衛	一、百二十石	藤瀬藤右衛門
	玉生や	一、百二十石	五福村長百姓
一、同	四右衛門	一、百十石	間右衛門
	栗山五十郎		押川村同

一、百三十石

内山治八郎

一、四十石

布瀬村

但村名等相知兼申候

次郎右衛門

一、百三十石⁺

笹倉村長百姓

一、四十石

下条村

佐兵衛

藤八郎

一、九十一石

下瀬村

一、三十石

草嶋村

弥次右衛門

四郎右衛門

一、九十石

長沢村

一、同

杉田村

円七郎

喜右衛門

一、同

外輪野村

一、同

同村

庄次郎

九郎兵衛

一、七十三石

大坪村

一、同

長走り村

平兵衛

仁左衛門

一、同

八幡村

一、二十石

布目村

甚右衛門

仁兵衛

一、六十石

井田村

一、同

同村

八左衛門

善四郎

一、同

板倉村

一、同

同村

弥五兵衛

清右衛門

一、同

清水村

一、同

同村

文三郎

忠右衛門

一、同

大杉村

一、同

同村

新四郎

源十郎

一、五十石

五福村

一、同

同村

捨次郎

安左衛門

一、同

井田村

一、七十三石

三田村

間兵衛

与次右衛門

一、同

萩原村

ノ二千四百石

平右衛門

右之通金高等有成相調奉申上候、以上

午
二月

御書立写

林助八

右以思召別格之御取立被仰付置候へ共、万端正直相守可申処、御勝手筋ニおゝて不容易不正之取扱、其上拘り私欲候仕掛柄此節相頭躰ニ御奥筋ニ罷在候義別而心得茂有之処、御厚恩之程令忘脚第一御政事ニ相障候儀重々不届至極御慮外之事ニ思召候、依而厳格被仰付方有之候へ共、職役も被仰付置候事故、思召有之先役儀指除、高知組閉門可被仰付旨被仰出候

午

二月七日

石川与三左衛門

先役御仕方奉行御勘定奉行御先手頭御近習並御手船方奉行兼帯、右在勤中心得違ニ付御書立を以御沙汰依之指控

当時隠居

松田治郎兵衛

先役大殿様附御近習頭御仕方方奉行兼帯、在勤中心得違ニ付右同断

御手廻組

生田太郎八

先役大殿様御近習並塩方奉行、在勤中心得違ニ付役儀指除、組末列

右太郎八父当時隠居

生田源内

先役御両殿様御近習頭御手船方奉行御仕方方奉行塩方奉行兼帯、在勤中心得違ニ付禁足

御馬廻組表御番

高木留之助

亡父役前大殿様御近習並塩方奉行、在勤中心得違ニ付拾石減知、指控

無組

嶋田欣左衛門

先役産物方奉行御仕方方奉行兼帯、在勤中心得違ニ付指控

同

石黒腹馬

同

河尻藤左衛門

先役大殿様御近習並御仕方方奉行、在勤中心得違ニ付右同断

新番歩御勘定所小算用

福村文太

先役御手船方下役御仕方方下役兼帯、在勤中心得違ニ付右同断

当時新番組表

中嶋宇右衛門

先役金穀方下役、在勤中心得違ニ付五俵減俵、急度追込

御歩組

森田直右衛門

河上和右衛門

森井平左衛門

先役御手船方塩方下役、在勤中心得違ニ付指控

午

二月

右越後邸へ持参、以瓜生藤左衛門相達ス

当廿五日夜地震ニ而所々潰家等暨変地ヶ所多有之躰ニ付、右為開合方翌廿六日急出役被申談、源吾義八黒田良右衛門・稲川喜三之助同道礪波筋へ出役、茂右

衛門儀ハ曾田甚太夫・村瀬銀二郎同道射水筋へ出役仕申、新川筋へ八田中義六郎等出役方被申談委曲承合、追而可奉申上手筈二候へ共、私共義ハ出役道筋之事故与新川往還筋損ケ所承合先大綱迄奉申上置被申旨被申談候二付、夫々手分仕承合之趣左ニ奉申上候

一、壺戸前 滑川御藏等之内ち印御藏

但右御藏腹四間斗、壁等破レ落、板垣等相損候迄ニ而御米異変無之付

一、壺戸前 右同断と印御藏

但右御藏半潰に相成、御米崩出候付、尤八百石斗相取り候内、四十俵余出

等付、損俵ニ相成、此内十六俵斗海へ落入泥付ニ相成候躰

右御米之義ハ、御詰米所引受ニ相成居候躰ニ而、翌廿六日御詰米方魚津下才許

小林仙作等出役、山廻滑川九七郎等詰合、右御米外御藏へ入替暨損俵調理中之

躰

一、壺戸前 右同断備荒御倉

但前通り横通り二間斗、壁こまへ破レ落、垣根相損候迄ニ而、御米異変無

之躰

一、壺戸前 滑川硫黄御藏

但皆潰ニ相成、主付山廻り上市村五平、右等早速出役取仕抹罷在候躰ニ而、

硫黄異変無之躰

一、壺戸前 西加積組之内、滑川三宅や源右衛門納給前藏皆潰

一、壺戸前 同武津屋崇七納給知藏

但壁不残破落、倒懸り候躰

一、一戸前 同綿ヤ八郎納給知藏

但少々宛所々相損候躰

一、一戸前 同小泉ヤ太右衛門納給知藏

但後廻り壁等こまへ破落、所々相損候躰

一、一ヶ寺 同日蓮宗長福寺庫裏皆潰

一、九軒 同市江屋伊右衛門等家半潰

一、五軒 同佐渡屋万右衛門等家半潰

一、八軒 同大懸屋吉十郎等家重柱等打倒毀シ家

一、式ツ 同尾張ヤ平左衛門等所持納屋同断

一、三百九十五抱斗 同獵師本広寺ヤ太郎右衛門等四十六人所持網流失仕候、

多少御座候躰

一、二流 同松ヤ七郎兵衛等両人所持はい欠取揚候網流失

一、長百三十二間斗 下条組之内魚躬村領

加茂宮川大橋爪ノ小橋爪迄往還筋所々地割いたし石砂等吹出し大破ニ相

成、人馬通行指支候二付、右川尻ノ高月村領へ渡船ニ而人馬通行罷在候

一、一ツ 上条組之内東水橋高嶋ヤ藤四郎所持納ヤ皆潰

一、三ツ 同西水橋和十郎等所持藏右同断

一、一軒 広田組之内日影村次郎八家同断

一、一軒 同藤内小右衛門家半潰

一、二軒 同針木村次右衛門等家半潰

一、一万歩斗 同平榎村領御田地所々ニ而地割砂吹出候躰

一、五千歩斗 同新保中田村領右同断

一、五軒 同中田村六三郎等家皆潰

一、二軒 同半七等家半家潰

一、一軒 同蓮町村宗兵衛同断

一、一万歩斗 同御田地所々ニ而地割砂吹上候躰

一、二軒 同横越村八右衛門等家半潰

一、一万歩斗 同草嶋村領御田地所々ニ而地割砂吹上候躰

一、五百歩斗 同金山新村右同断

一、三ツ 同大村彦平等納屋皆潰

一、四軒 同黒崎村勘四郎等家右同断

一、七軒 同兵四郎等家半潰

一、一軒 同日方江村孫助家皆潰

一、一ツ 同理右衛門藏右同断

一、四軒 同清兵衛等家半潰

- 一、二千歩斗 同御田地所々ニ而地割砂吹上候躰
- 一、二軒 同東岩瀬村右衛門等家皆潰
- 一、三軒 同清三郎等家半潰
- 一、一軒 同辻ヶ村^堂与右衛門家皆潰
- 一、五千歩斗 同御田地所々ニ而地割砂吹出候躰
- 一、五千歩斗 同畠木村右同断
- 一、御郡所ノ御囲土堀二ヶ所ニ而、八間斗壁崩落候躰、且御武具土蔵旧記蔵少々宛壁等落候躰ニ而、此外相替儀無御座躰承合申候
- 一、二軒 同東岩瀬水落屋弥助等家半潰
- 一、一ツ 同豊田屋甚三郎納屋皆潰
- 一、二軒 同浦方水落や孫助等家右同断
- 一、一軒 嶋組之内町袋村庄助家皆潰
- 一、二軒 同金泉寺村三郎右衛門等家右同断
- 一、一軒 同九右衛門家半潰
- 一、四十間斗 同往還筋所々地割レいたし候内、十五間斗小高キ所深七八尺斗割込居申
- 一、三軒 同手屋村清六等家皆潰
- 一、五軒 同清次郎等家半潰
- 一、八軒 同町新庄村新兵衛等家半潰
- 一、二ツ 同和右衛門等所持蔵^右同断
- 一、一ツ 同久右衛門所持納屋右同断
- 一、一ツ 同治兵衛所持蔵土中江根太割り込倒懸り候躰
- 候 右之外同村之内家前并背戸等少々宛地割レいたし候ヶ所多有之躰ニ見聞仕
- 一、三軒 同新庄新町新や忠左衛門等家半潰
- 一、一軒 同高嶋屋半助家半潰
- 一、一ツ 同宮拜堂皆潰
- 一、前許承合候外、嶋組之内皆潰家

百五十軒斗、此外半潰家・損家等余程御座候躰、且又同組之内人馬異変暨地割いたし石砂等吹出候ヶ所も有之躰ニ承合候へ共、大変之儀故急^九ニハ承調理兼申候、重而新川廻田中儀六郎等委曲承合可奉申上与奉存候、右之趣^九同人方へ夫々申遣示合置申候

一、富山様御城内并御家中等之様子承合候趣、左ニ奉申上候

一、御城内二階御門之内、長二間斗幅六尺斗、所々地割いたし、右御門右之方石垣角二三間斗崩落候躰

一、御鉄門前、石垣四五間斗崩落候躰

一、千歳御門下、少々地割いたし御門一尺余倒懸り候躰

一、千歳御殿より御本丸へ之御道筋、幅二間長サ二十間斗之間、やらい付之ヶ所、地割いたし大破ニ相成候躰

一、五軒斗 町家皆潰

一、二人斗 右町家之内、即死人

一、町家所持蔵、過半壁等崩落大破ニ相成候躰、右之外、御城内暨御家中等人馬異変并潰家等無之躰ニ承合申候

一、右地震ニ而立山温泉辺鳶丘山崩いたし、湯川塞止且又右湯川与真川与申川落合候下ニ而字千坊ヶ原与申御林之辺山崩いたし水塞止り流出不申躰ニ御座候、尤右川与称名川与落合、夫々神通川与相触候躰、右川筋原村等々川筋村々へ右之趣順達いたし暨手先十村へも夫々及断候躰ニ而、在々出水之心得方いたし罷在候躰ニ承合申候

一、右湯川等一時之流出候時ハ、富山様御城下危敷躰ニ而、彼方様分も夫々御聞合御詮義之上、一昨廿八日夜四時比迄長門守様御立退、同御領小竹村善四郎方へ御越被為遊候躰、尤御家中へも出水之心得方夫々御触付有之候躰ニ承合申候

右奉言上候、以上

午

二月晦日

立花源吾判

萩野茂右衛門判

魚津表者相替義無御座候

一、今度地震ニ付、即日書立申渡候、同心小頭立花源吾・平同心黒田良右衛門・
稲川喜三之助・同心小頭^{横目}荻野茂右衛門・平同心曾田甚太夫・村瀬銀三郎義礪波・
射水

(別紙)

「一昨晦日町新庄村引揚、射水筋所々相廻候内、前月廿五日夜地震ニ而、繁久
寺御廟所等損所御座候躰承受候ニ付、高岡」

江罷越、夫々聞繕候趣、左ニ奉申上候

御廟所御石塔并御台石等前通御異変無御座候へ共、両横通り并後御囲石三

方共崩落損シ候躰

一、御廟御囲之御柵石等、所ニ而三十間斗打倒相損候躰

一、御やらい之内ニ御座候御石燈籠八ツ打倒、火袋等少々宛相損候躰

一、御廟前ニ御座候御大石燈籠倒落大破ニ相成候躰

一、瑞龍寺々繁久寺迄道筋八丁之間ニ御座候御石燈籠二十斗、同寺御門内ニ御

座候御石燈籠十九斗、打倒候迄ニ而過半相損不申躰

一、瑞龍寺境内ニ御座候御石燈籠四ツ打倒レ候迄ニ而相損不申躰

一、繁久寺御門内ニ御座候御宝蔵四方共少々宛壁相損候躰

一、右之外、瑞龍寺・繁久寺御建物等御異変無御座候躰

右之通承合申候、且又御作事奉行前田九兵衛殿等、前月廿六日繁久寺へ被

罷越、右損所見分被致候上、板垣等ニ而被致仮囲候躰ニ承合申候

一、右地震ニ而射水筋所々家等相損候躰承受候ニ付、猶又入念承合追而可奉申

上与奉存候

右奉言上候、以上

午

三月二日 荻野茂右衛門判

別紙言上之卷封指出候条

御序を以御上可被下候、以上

午

三月三日 成——判

御近習頭中様

前月廿六日曉丑之上刻比大地震ニ而、新川郡石割村等所々人家潰相果候者有之

躰、御役先藤内勇助同廿八日及注進候付、右為調理方急出役与力中今被申談、

木村円太夫・林茂久丞同道仕則彼筋江指向、変死人等聞繕罷在候内、阿閉小右

衛門富山辺等被相廻候ニ付、手合ニ相加り候様申来候得共、指当り変死人多有

之躰、且又常願寺川上鬼か城等山々崩込溜り水ニ相成、一時ニ拔出候時ハ、右

川縁村々大变之旨等相聞得候ニ付、千垣村辺相廻承受候趣小紙相添候、大綱立

山板絵図之通、鬼か城今温泉上辺三里余茂両山大変崩込候ニ付、水一時ニ拔出

候様之儀ハ無之旨等聞合候上、一昨三日右手合江相加り申候、差掛変死人等承

合之趣左ニ奉申上候

一、石割村十村弥五郎方ニ、一季居下人肘崎村久五郎与申者、歳六十之由^六

一、同村又次郎三男藤次郎与申者、十五歳之由

一、同郡金尾村久五郎母ふよ、六十三歳之由

一、同一田中村清吉倅千次郎、十一歳之由

一、同二ツ屋村清兵衛妻ちよ、四十一歳之由

一、同人三男春松、四歳之由

一、同村善次郎娘りよ、十六歳之由

右七人之者共、前段大地震ニ而家潰、材木等之下ニ相成相果候躰、夫々手

先十村等見届候上、死骸葬方申談候躰ニ御座候

一、同郡黒川村三郎右衛門祖母山拔ニ相果候旨、勇助及注進候ニ付、指向承合

候処、右祖母儀常々癩氣持病ニ而、右地震ニ恐癩氣相募り、三日相立、病

死仕候躰ニ相聞得申候

一、立山下温泉湯元利田村六郎右衛門方今人足相履、前月廿二日右温泉江為登

候袖等即死之由、名書左之通ニ御座候

原村柚頭 同村三郎兵衛二男 同村七郎兵衛倅

権助	久三郎	久次郎
同村	仁左衛門	ノ四人
本宮村	源次郎	同村
源次郎	徳右衛門	藤右衛門
同村	藤兵衛	同村藤四郎倅
源右衛門下人同村	藤吉郎	同村仁兵衛倅
万右衛門	同村	源右衛門
同村	文右衛門	同村伝右衛門倅
文左衛門	同村	伝助
同村東左衛門倅	安兵衛	同村七兵衛倅
伊蔵	同村	甚蔵
同村	金次郎	同村
□右衛門	同村	与四右衛門
同村	五兵衛	同村次郎右衛門倅
九兵衛	同村	作蔵
同村	善四郎	同村善助倅
与三左衛門	同村善右衛門倅	浅次郎
柳沢村	鉄次郎	同村長兵衛二男
清五郎	ノ二十四人	長七
同村	同人七かれ	同村
同村	清蔵	吉兵衛
小三郎	ノ四人	
竹林村		
長蔵		
都合三十三人		

右人々前段温泉入用之薪等伐出シ方登山仕居、決而右湯小屋ニ止宿可罷在
 筈ニ而、別紙絵図之山々両方崩達平ら山ニ相成、湯小屋杯之形チハ少シ
 も相見得不申由、右躰ニ候へハ右袖共不残即死仕罷在候躰ニ相聞得申候
 一、同郡中地山村十六軒家数有之候内、多分狩人之由ニ而、名前ハ相聞得兼候
 へ共、地震前右村ノ十一人、亀谷山并小谷山辺江山稼ニ致登山居候者共、
 所々山拔ニ而即死いたし候哉今更罷帰不申由、尤死骸も未夕見当り不申ニ
 付、皆尋方最中之躰ニ相聞得申候
 右夫々予小紙を以御達申置候

一、和田川上筋亀谷村ノ一里斗奥字そろはん坂与申山崩出水塞止り候由、夫
 より
 へとも一里斗奥同様なり合与申所ニ而山崩水止り候由、此奥ニ而一ヶ所
 水止り候由ニ候へ共、常願寺川上同様所々平等ニ崩込候儀故、両川共水一
 時ニ拔出候儀ハ無之躰ニ付、右川縁村々暨富山新庄辺等、二三日前ノ何れ
 も安心罷在候躰ニ御座候、尤右川皆も泥水ニハ御座候へ共、常躰ニ相流居
 候儀見聞仕申候

一、原村ノ一里斗奥、温泉道低ミ之処江泥余程流込候由、芦峠寺村領ハ少々、
 且又本宮村領御田地并千垣村領御田地江泥余程流込、右之内千垣村杯ハ御
 高五十石斗有之候処、三十三四石斗振江、高サ三四尺ノ五七間斗宛大岩交
 り之泥過分盛上候躰ニ見聞仕候、将地震後何れ之山ニ御座候哉、立山続之
 内、昼夜共折々鳴響キ候躰ニ御座候

一、右常願寺川下用水々江余程取込、新川郡ハ六万五六千石斗、富山様御領分
 ハ一万二三千石斗相養ヒ候様子御座候処、比月苗代種下シ時節ニ相成候へ
 共、右用水懸り之村々泥水ニ蒔下シ候而も泥ヲ冠り種くさり込候哉難斗ニ
 付、相見合居候由ニ而、何れも心配罷在候躰ニ相聞得申候

一、猪之谷筋之義承合候処、少々宛欠落候ケ所も有之由、中ニも舟野倉用水上
 薄波下夕片地与申往来筋杯欠落ノ山も余程崩込、右用水へ水上リ不申由ニ
 而、通行も六ヶ敷躰ニ御座候、且薄波川大橋半損シ之由、牛馬通行■相成
 不申躰、大橋ノ猪谷御関所ノ所迄所々山拔等損シ所有之由ニ候へ共、通行
 不相成与申儀ニ而も無御座由、其内少々宛牛馬通行六ヶ敷所ハ頃日手入仕

罷在候躰

一、猪谷御関所異変之儀も相聞得不申候

一、右御番人内藤伝左衛門・林良蔵居住御貸屋捨シかたけ少々相損シ候躰

一、右御関所分五六十間斗、無程夫分百間斗余山拔仕、且又右道貸無程千貫橋(マ)

御境目辺大変山拔仕候由二而、右両様共通行相成不申躰

一、有峯村之様子承合候処、所々少々宛山拔仕候由二候へ共、人家等暨人馬異變

之儀も無御座躰、御田地等損シ所之儀ハ比日雪五六尺斗も有之候事故、急

二ハ相知兼候由、併雪悉ク割居候処二而ハ定而損シ所余程有御座哉二相聞

得申候

一、飛州筋之様子手筋を以承合候処、横山村御関所御門倒居候由、且又御番人

二一季居下女一人、同村山分大石崩出、下女寢間へ入込相果候由

一、向茂住村関所御門、是又倒居候由、御番人宅皆潰之由

一、同御領杉山村二八九軒斗人家有之由二而、一村皆潰之由、其余飛州往來東

路中路初路之内山拔等不少、九十ヶ村余大變之様子二而、一円往來相成不

申躰二而、人馬も余程異變有之躰ニ承受申候

一、右西路木倉村領山崩、神通川上水塞止候由、夫二川上打倉村領二而同様二

候へ共、其後埋り候上、水乗越流出候由、將又東路之内牧野村領山崩、高

原川水止り候由候へ共、神通川同様流出候躰

一、高山御陣屋并町方等格別異變之儀無御座躰ニ承得申候受

一、富山表并滑川等往還筋異變之儀、先達而立花源吾等分奉申上候儀与奉存候

故、右等之分不奉申上候

一、長門守様御帰城之趣も阿閉小右衛門分御達ニ相成候躰承受候間、是又委曲

不奉申上候

一、富山表其以來相變品無御座躰ニ承受申候

一、同御領内山拔等多御座候由、暨八尾駅等其外村々余程相損シ居候由二御座

候へ共、慥成儀ハ相聞得兼申候

一、前ヶ所之外新川筋之内片山掛り且村村御田地損シ所暨潰家等数多御座候へ

共、数ヶ所之義故急ニハ相聞得兼、比日聞繕中ニ御座候、追々承合可申与

奉存候

一、前件變死之儀ハ指掛り候義ニ付、任序ニ山拔等之様子承受候俣、今度有儀

奉申上候儀ニ而不都合之儀共間々可有御座与奉存候、乍恐御賢慮之上御見

通被為成候様奉願候

右奉言上候、以上

午

三月五日

原貞之丞判

一、二月廿六日曉地震ニ付

戊午

上新川筋常願寺川上

三月八日

立山温泉辺等之様子

承合候一件

成——」

外立山仮絵図、奥一集二上候事

別条言上之一封指出候条、御序を

以御上可被下候、以上

午

三月八日

成——判

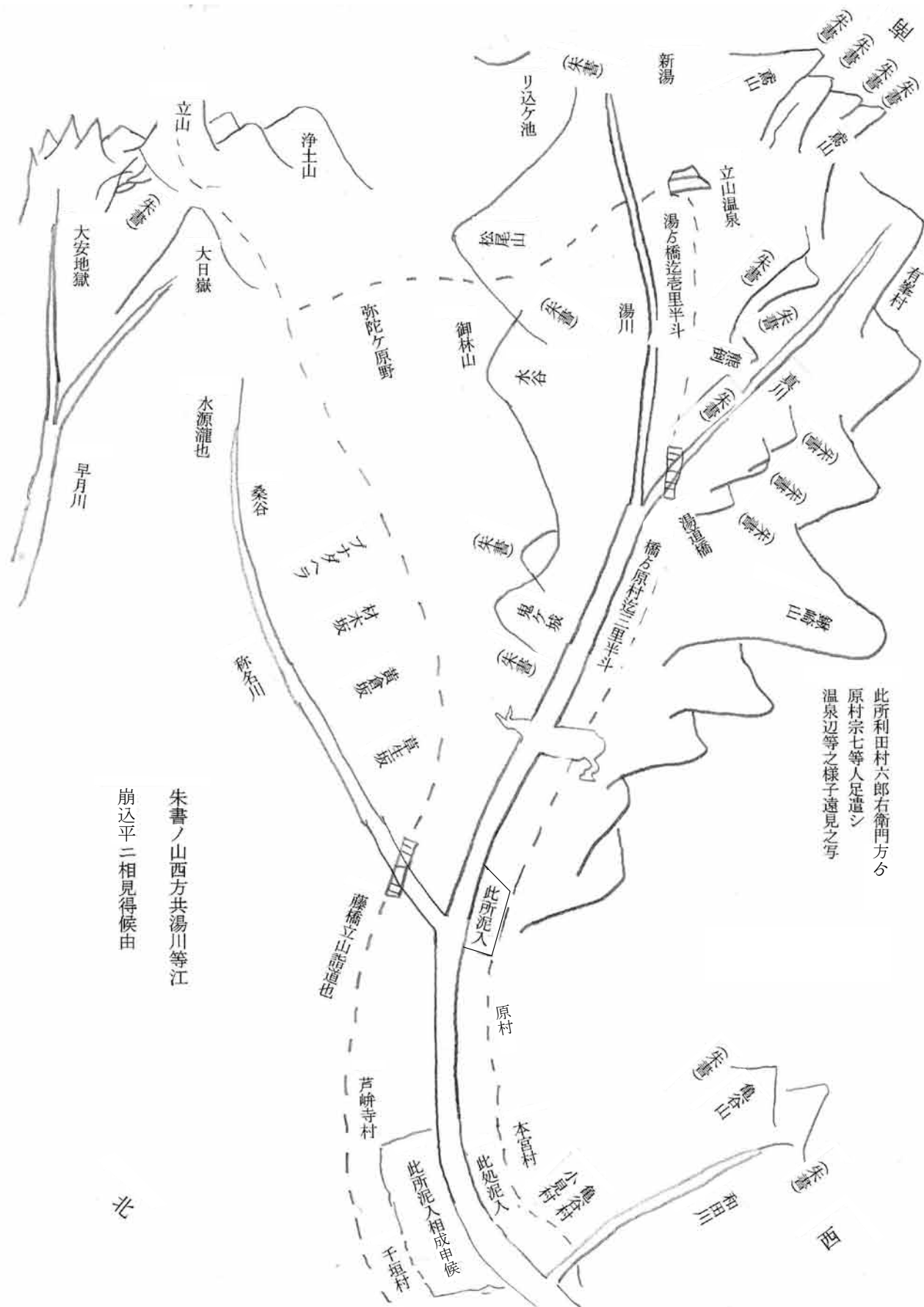
御近習頭中様

(注記)「立山仮絵図」は、御近習頭中様宛午三月八日付成瀬正居言上状の次に

綴じ込み

右越後邸へ為持指出候処、執筆請取候事

前月廿五日夜地震ニ而礪波筋所々損所等有之、黒田良右衛門・稲川喜三(之脱カ)助同道、夫々承合之趣左ニ奉申上候



崩込平ニ相見得候由
朱書ノ山西方共湯川等江

此所利田村六郎右衛門方
原村宗七等人足遺シ
温泉辺等之様子遠見之写

(注記)「立山仮絵図」

一、一ヶ軒 糸岡組之内、福町村岡屋弥三八後家とう家皆潰

一、一ヶ軒 同坂又屋弥助家半潰

一、一ヶ軒 同石王丸屋与三郎所持蔵、右同断

一、一十七 同東屋丈八等所持蔵、戸前下屋并蔵通し廊下暨納屋皆潰

一、二十七軒 今石動上越前町高儀屋又右衛門等家、右同断

一、二十軒 同南上野町荒屋鋪屋市兵衛等家半潰

一、九ツ 同町喜多屋松次郎等所持蔵皆潰

一、四十五 同水牧屋仁右衛門等所持蔵戸前下屋右同断

一、一ツ 同中町權代屋六郎右衛門納給知蔵、戸前下屋右同断

一、一ツ 同下飯田町紅屋惣左衛門納給知蔵横通り四間斗突出シ大破二相成候得共損壞無之躰

一、一ヶ寺 同一向宗道林寺本堂後廻り半潰

一、一ヶ寺 同中新町一向宗聖泉寺々々中円正寺本堂庫裏共皆潰

一、一ツ 同紺屋町一向宗等源寺門、右同断

一、一ツ 同中新田町一向宗称名寺門、右同断

一、一ツ 同新田町禅宗大念寺所持蔵半潰

一、長八十三間斗 同領御普請所之内小矢部川々除土居致地割候躰

一、一軒 宮嶋組之内、埴生村安兵衛家皆潰

一、一軒 同小矢部村太兵衛家、右同断

一、一軒 同芹川村惣助家、右同断

一、一ツ 同畠中村久兵衛所持蔵、右同断

一、一ツ 同上野村久兵衛所持蔵半潰

一、一ツ 同後谷村六兵衛所持蔵、右同断

一、長十三間斗 同御普請所之内、小矢部川々除土居二ヶ所二而、致地割候躰

一、長卅五間斗 同岡村領御普請所之内、小矢部川川除土居、右同断

一、一ツ 解谷組之内浅地村菊次郎所持蔵皆潰

一、一軒 石黒組之内岩木村五助家右同断
但同人家動潰候砌、同人母并妹忝人家下二相成致即死候二付、村役々夫々

及断候処、同廿七日才許十村和泉村文太郎、代勤金屋本江村金右衛門忝

茂太郎、山廻和泉村庄太郎罷越、死骸見届夫々葬方申談候旨村役人并右

五助申聞候二付、更更夫々承合候之処、兩人申候通御座候

一、一ツ 同西勝寺村安兵衛所持蔵屋根右へ割落候躰

一、四ツ 同福光村吉江屋半助等所持蔵戸前下々屋皆潰

一、一ヶ寺 同安居村安居寺御普請所二王門柱少々宛傾キ龍之彫物一ツ動落、大破二相成、同寺自普請庫裏傾キ大破二相成候躰

一、四ツ 太美組之内、福光村町宗兵衛等所持蔵戸前下屋皆潰

一、二軒 同立野根村長助等家建下致地割家半潰

一、長卅間斗 同小院瀬見村領山字仏壁と申処、高サ七八十里斗致山拔、小矢部川江崩落、同組田屋村領御田地三四十步岸崩相成候躰

一、一軒 山田組之内、山田新村甚右衛門家皆潰

一、一軒 同北野村次郎兵衛家半潰

一、一ツ 同又七所持納屋皆潰

一、一軒 同理休村忠左衛門家半潰

一、二ツ 同弥右衛門等所持蔵皆潰

一、二軒 城端出丸町茶屋作兵衛等家、右同断

一、卅二軒 同東止町細野屋伊左衛門等家半潰

一、四ツ 同東下町岩住屋久兵衛等所持蔵皆潰

一、三十三 同東上町晚田屋弥右衛門等所持蔵戸前下屋等右同断

一、四ツ 同東新田町宝屋弥三兵衛等所持納屋右同断

一、長十間斗 同善徳寺上廊下皆潰

一、長十間斗 右廊下之積石、高サ六尺斗崩落候躰

但右之外御堂等異変無之躰

一、一ヶ寺 同瑞泉寺半潰

一、長五間余 同宿園御普請所池川縁石川除動崩候躰

一、長二間二尺余 同御普請所山田川縁石川除右同断

一、三ツ 同川崎屋八左衛門、池田屋勘助、紺屋文左衛門、右人々納給知

蔵皆潰、但損儀無之躰

- 一、同所東新田町越前屋久七家動潰候砌、同人悴弥三郎義家下二相成候二付、早速引出シ療養相加候得共、翌廿六日相果、夫々所役人江及断候処、翌廿七日今石動附足輕横目山田忠太夫等罷越、死骸見届葬方申談候旨、所役人并右久七申聞候二付、尚又承合候処右兩人申通二相聞得申候

- 一、城端町ハ過半山之尾先々家建罷在候事故、地面高低有之、積石多御座様、右積石崩落候家二百十六軒斗有之躰候得共、未調理中二而間敷等相知不申候

- 一、五ヶ山赤屋谷組猪谷村今田向村迄道筋所々崩落、通行相成不申躰

- 一、同利賀谷組大崩、嶋村流刑人中村八郎右衛門平小屋少々傾候躰

- 一、同組山村流刑人沢根万助平小屋余程捻傾候躰

- 一、一軒 同所別当村清右衛門家皆潰

- 一、長百軒斗 同草嶺倉村領字はけ嶋と申所、高百五十間斗、利賀川江拔落候躰

- 一、長七間斗 同九里ヶ当村領字扇草嶺平与申所、高二十間斗、崩落候躰

- 一、長五十間斗 同阿別当村領字鼓草嶺与申所、高三十間斗、右同断

- 一、長五十間斗 同坂上村領字笠屋草嶺与申所、高百間斗、右同断

- 一、長二十間斗 同大崩嶋村今祖山村迄之道筋、高サ百間斗拔落、通行相成不申躰

- 一、同大勘場村領之内利賀川兩縁所々拔落、右道筋通行相成不申躰

- 一、一軒 井口組之内冲村八左衛門家半潰

- 一、一軒 同今里村清八家、右同断

- 一、二ツ 同平左衛門等所持蔵、右同断

- 一、三ツ 同福野吉江屋甚蔵等所持蔵皆潰

- 一、長十五間斗 野尻組之内上津村領御普請所小矢部川縁土居式ヶ所

二而中程より二尺五寸斗宛割下り候躰

- 一、右之外、寺庵社家暨宿在家蔵等傾キ壁等破落、或支柱敷鴨居等相損候等之分敷多有之、中二も今石動城端坏者分而多御座候躰、併右之内、損方大小

有之候へ共、潰候義二而も無御座、多分追々修理を加罷在候躰二見聞仕候

- 一、御郡内御田地少々宛所々致地割、暨川筋向寄之村々之内二ハ泥砂等吹出候ヶ所も有之候へ共、何も聊之義二而敢而變地二相成候義二而も無御座、十村等勢子罷在、手入方為致候躰二而、勿論当改作方二ハ指支不申躰二見聞仕候

- 一、前頭之外、山拔并自普請所川除土居等暨用水堤或江筋等少々宛崩損候ヶ所も有之候へ共、是又事立候程之義而も無之、前頭同様十村等勢子罷在改作方等二指障無之躰二見聞仕候

- 一、右之外、飛州御境目并五ヶ山流刑人暨御蔵所等、且又人馬等異變無御座躰

- 二承合申候、依而宿在役共等へ御縮方之義嚴重申談置候

右奉言上候、以上

午

三月十一日 立花源吾判

前月廿五日夜地震二而射水筋所々潰家等暨御田地損所有之、曾田甚太夫・村瀬

銀三郎同道、夫々承合之趣左二奉申上候

- 一、三十七軒 上東條組大門村開発屋喜兵衛等家半潰

- 一、二ツ 同開発屋六兵衛等蔵皆潰

- 一、一ツ 同開発屋庄助納屋、右同断

- 一、一軒 同水戸田村清左衛門家半潰

- 一、一万歩斗 同領御田地所々二而地割砂吹出候躰

- 一、一軒 同中村六兵衛家半潰

- 一、一万歩斗 同領御田地所々二而地割砂吹出候躰

- 一、一軒 同市井村平助家半潰

- 一、一万五千歩斗 同領御田地所々二而地割砂吹出候躰

- 一、十軒^六 同土合新村市三郎等家半潰

- 一、六万歩斗 同領御田地所々二而地割砂吹出候躰

- 一、三軒 同古川新村次郎左衛門等家半潰

- 一、二万四千步斗 同領御田所々ニ而地割砂吹出候躰
- 一、四軒 同土合村吉三郎等家半潰
- 一、一万五千步斗 同領御田所々ニ而地割砂吹出候躰
- 一、二万步斗 同堀内村領御田地、右同断
- 一、一軒 同本江村長助家半潰
- 一、二万步斗 同領御田所々ニ而地割砂吹出候躰
- 一、一万五千斗^歩 同藤卷村領御田地右同断
- 一、一軒 同上野村九左衛門家皆潰
- 一、一万五千步斗 同三女子村領御田所々ニ而地割砂吹出候躰
- 一、七千步斗 同出来田村領御田地右同断
- 一、三千步斗 同嶋村領御田地右同断
- 一、五千步斗 同下条村領御田地右同断
- 一、一万步斗 同円地村領御田地右同断
- 一、一ヶ所 同枇杷首村領御普請橋両爪大破ニ相成候躰
- 一、二千五百步斗 同領御田所々ニ而地割砂吹出候躰
- 一、三軒 上倉垣組橋下条村兵助等家皆潰
- 一、二軒 同三助等家半潰
- 一、一ツ 同五右衛門納屋皆潰
- 一、三千六百步斗 同領御田所々ニ而地割レ砂吹出シ候躰
- 一、一軒 同橋下条新村五郎兵衛家半潰
- 一、三軒 同今開発村宗兵衛等家、右同断
- 一、三軒 同沖村紋四郎等家右同断
- 一、一ツ 同太兵衛納屋皆潰
- 一、一軒 同小杉三ヶ村清兵衛家、右同断
- 一、二軒 同善三郎等家半潰
- 一、一軒 同稻積村久右衛門家皆潰
- 一、六軒 同松左衛門等家半潰
- 一、一軒 同大江村長助家半潰

- 一、一軒 同鷺塚村嘉兵衛、右同断
- 一、一ツ 同黒川新村宗三郎納屋、右同断
- 一、三百廿步斗 同領御田所々ニ而地割砂吹出候躰
- 一、一軒 同願海寺村善三郎家皆潰
- 一、四軒 同仁助等家半潰
- 一、一軒 同小杉新町次助家皆潰
- 一、五軒 同安左衛門等家半潰
- 一、三ツ 同仁左衛門等藏皆潰
- 一、一ツ 同安之助藏半潰
- 一、一戸前 備荒倉
- 但所々壁破落暨附戸前屋根瓦崩落損候躰
- 一、一ツ 同戸破村新藏々半潰
- 一、二千步斗 二上組西藤平藏村領御田地所々ニ而、地割砂吹出候躰
- 一、九百步斗 同佐野村領御田地
- 一、六百步斗 同木津村領御田地右同断
- 一、千五百步斗 同横田村領御田地右同断
- 一、九百步斗 同鴨嶋村領御田地右同断
- 一、五千五百步斗 同上関村領御田地所々高低ニ相成候躰
- 一、千五百步斗 同下黒田村領御田地右同断
- 一、千五百步斗 同上黒田村領御田地所々ニ而地割水砂吹出候躰
- 一、二千五百步斗 同二塚村領御田地所々高低ニ相成候躰
- 一、一万五千步斗 同石瀬村領御田地所々高低ニ相成候躰ニ而地割砂吹出候躰
- 一、一 同鷺北新村領田畑所々ニ而地割砂吹出候躰^水
- 一、一万六百步斗 同米嶋村領御田地所々ニ而地割砂吹出候躰
- 一、一軒 同能町村吉右衛門家半潰
- 一、五軒 上庄組池田新村権助等家半潰
- 一、一軒 同間嶋村善次郎家皆潰

- 一、二千百歩斗 同鞍川村領御田地所々二而地割砂吹出候躰
- 一、一軒 同加納村弥三右衛門家皆割潰
- 一、六軒 同弥右衛門等家半潰
- 一、二万歩斗 同領御田地所々二而地割石砂吹出候躰
- 一、一軒 下東条組条新開発村四条家家皆潰
- 一、一ツ 同荒杉村清左衛門蔵右同断
- 一、一ツ 同赤江村半右衛門蔵右同断
- 一、一軒 同長徳寺村三之丞家、右同断
- 一、十七軒 同六兵衛等家家潰
- 一、八千歩斗 同領御田地所々二而地割砂吹出候躰
- 一、四千歩斗 同三日曾根村領御田地右同断
- 一、四千五百歩斗 同中曾根村領御田地右同断
- 一、六千歩斗 同川口村領御田地右同断
- 一、八千歩斗 同宮袋村領御田地右同断
- 一、一軒 同次郎兵衛家半潰
- 一、千百歩斗 同吉久村領御田地所々二而地割砂吹出候躰
- 一、一万三千九百歩斗 同宮中新村領田畑右同断
- 一、二万五千歩斗 同吉久新村領新開所右同断
- 一、二千歩斗 同下牧野村領御田地右同断
- 一、七十歩斗 同三ヶ軒村領御田地右同断
- 一、一軒 大袋組荒屋村権七家皆潰
- 一、一軒 同孫三郎家半潰
- 一、百六十七間斗 同領定檢地御普請所土居所々高低二相成候躰
- 一、一軒 同放生津新町高岡屋与三八家マヤヒ潰
- 一、十七軒 同糶屋三右衛門等家柱等折損大破二相成候躰
- 一、一軒 同放生津藤屋権右衛門家潰
- 一、二ツ 同菓子屋藤三郎等納屋右同断
- 一、五間斗 同御蔵所後土台張出候迄二而御米異変無之躰
- 一、百八十五軒 高岡下伊原町安川屋長助等家二階或ハ廊下等相潰候躰
- 一、一軒 但二丁町横川屋原町一番新町川原上町母衣町往来筋幾筋も地割いたし中二
ハ幅六尺深サ二尺斗割込高低二相成候躰
- 一、十一軒 下倉垣組片口村弥右衛門等家皆潰
- 但弥右衛門儀家下二相成候二付、弟伝助等馳付、右家下ママ引出候処、絶
氣罷在服薬等相用、色々介抱いたし候へ共、翌日廿廿日相果候二付、夫々
及断候処、御扶持人十村南善左衛門セかれ武右衛門、山廻串田村源兵衛
等罷越、死骸見届候上、葬方之儀村役人共へ申談候旨同村役人共申聞候
- 一、九軒 同清左衛門等家半潰
- 一、四ツ 同四郎兵衛等蔵右同断
- 一、一ツ 同清右衛門尿納屋右同断
- 一、九軒 同元右衛門等家前口下屋相潰候躰
- 一、一ツ 同下村次左衛門蔵皆潰
- 一、一戸前 同備荒倉
- 但四方共壁崩落并戸前少々相損候躰
- 一、一軒 同野村津幡江村藤内徳兵衛家皆潰
- 一、二軒 同宗吉等家半潰
- 一、一軒 同殿村津幡江村孫助家皆潰
- 一、一軒 同藤助家半潰
- 一、五軒 同久々江村仁左衛門等家右同断
- 一、二軒 同久々江新村新助等家皆潰
- 一、三軒 同吉右衛門等家半潰
- 一、一軒 同高場新村小右衛門家右同断
- 一、一ツ 同作兵衛納屋右同断
- 一、一軒 同紋次郎家右同断
- 一、一軒 同穴場新村与三兵衛家右同断
- 一、一軒 同柳瀬村弥三右衛門家右同断
- 一、一軒 同柳瀬村四郎兵衛家右同断

一、一軒 同堀岡新村三六家皆潰

一、四軒 同孫九郎等家半潰

一、一軒 同東津幡江村孫右衛門家皆潰

一、一ツ 同又兵衛納屋右同断

一、一ツ 西條組下八ヶ新村八助家半潰

一、二千歩斗 同守山村領御田地所々二而地割砂吹出候躰

一、同伏木村領御台場東之方四ヶ所地割いたし候二付、村役人今夫々及断候処、

右御台場為見分方、今右動与力明石主計、当五日被罷越見分被致候躰

右之通承合申候、右御田地々割等之様子ヶ所比日十村手代共追々見分いたし、

手入方勢子罷在候躰、且前頭之之外二も損家等所々有之候得共、左而已申立候

程之儀二而も無之躰ニ承受申候、猶又御縮方之儀村々役人共暨御役先藤内共へ

嚴重申談置候

右奉言上候、以上

午 三月十一日 荻野茂右衛門判

二月廿五日日地震二付、新川郡御縮方為御用、同月晦日魚津罷立、同三月

十四日罷帰申候

一、滑川町、新蔵村、荒川村、下留居村、中嶋村、太田江村、上瀧村、原村、

西番村、藤木村、東水橋、田中村、右泊所并近在共夫々聞合之趣、先達而

已来御達申上候外相替義無御座候

一、富山町同御領内之義も前段同様相替義無御座候

一、飛州之義今度地震二而山々損シ多ク有之由二御座候、其外相替義無御座躰

ニ承り候へ共、道筋も損シ往來止居候二付慥成義承り兼申候

一、同御領境并猪谷御関所異変無御座候へ共、道筋少々宛所々損シ申由二御座候

一、諸浦獵業格別無御座候、其内二も東水橋辺常願寺川于今泥水二而獵業無御

座由二而難洪之躰ニ相見得申候

一、御郡内人氣騒立候躰無御座候、且者流浪躰之者并他国者等乞喰躰之者猥二

徘徊不致躰ニ見聞仕候

一、洩物荷等無心元品見聞不仕候

一、当春麦菜種上作之躰ニ見聞仕候

一、廻先止宿所役人共并十村手代罷出候二付、火賊等諸事御縮方嚴重申談置候

右新川筋相廻見聞之趣如此二御座候、且又手合原貞之丞等承合候趣委曲言上仕

候様申渡置候、以上

午 三月十四日 阿閉小右衛門判

成瀬主税様

前月廿六日曉丑之上刻比、大地震二而上新川筋之内御田地并人家等数多相

損シ、人氣も不穩候躰ニ付、阿閉小右衛門同晦日二出役被相廻候内、当三

日右手合ニ相加り、其以来所々相承合候趣、左ニ奉申上候

一、右地震二而、御田地等損所承合候上小紙可相達旨被申談候二付、先便変死

等之儀奉申上候外、委曲小紙を以御達申置候通二御座候、此余少々宛御田

地暨人家等損所之義ハ莫太有之由二御座候候へ共、是等ハ平等之事故具二

不奉申上候

一、中地山村之者共十一人、和田川上筋龜谷山辺等へ稼かせぎ二罷越居即死仕候趣、

人数而已奉申上置候へ共、今度彼筋相廻名前承合候二付左ニ奉申上候

中地山村肝煎孫右衛門 同村

七かれ 安三郎 同村 同村 同村 同村

同村 同村 同村 同村 同村 同村

同村 同村 同村 同村 同村 同村

同村 同村 同村 同村 同村 同村

同村 同村 同村 同村 同村 同村

善右衛門

清次郎

右之者共和田川上筋所々山拔二而変死仕候儀、相違義無御座躰二相聞得申候

一、当八日原村ニ止宿、同村の一里斗奥、栗弦与申所迄相廻、真川等之様子見

聞仕候処、右栗弦下段分立山下湯道根少も無御座、右地震暫後、泥水莫太

二押出候砌、山之張出之崩落、右場所一里斗奥字から杉と申辺迄指渡シ

二相見得申候、尤右川泥二而二十間余も高ミニ相成居候躰ニ御座候、且又

向側称名川縁材木坂辺等所々山拔落候躰ニ見聞仕候、将又右止宿之砌、夕

呉少比何れ之山ニ御座候哉、如大筒之鳴響申候

一、当十日九ツ半時比、西番村発足、近在大場村領通り掛り内、常願寺川縁ニ

出水相成候得共、暫時ニ減水仕申候二付、川筋見分仕候処、泥水ニ而同村

領并用水筋等へ泥押入少々宛相損シ候躰ニ御座候、尤川原、中ハ五尺七尺

宛茂泥溜り居候躰ニ相見得申候、右ハ同日昼前両度少々宛之地震ニ而、真

川之上山所々割掛り居候分も有之由二付、又々拔落、右泥落出候哉も難斗

旨等風評仕申候

一、東水橋伊浦屋源左衛門伴豊次郎、同所四十物屋三藏并同人二男菊次郎、同

所又吉、同弥三郎共、都合五人、右三藏所持之獵舟ニ乗組沖合江獵業江罷

出居、其俣出水之砌、川尻へ漕入候処、瀬先与浪ニ漂候内、舟水中へ被卷

込候故、辺り罷在候者共繩等を以助合候処、三藏、又吉、弥三吉、三人助

り候へ共、右豊次郎、菊次郎儀ハ揚り不申、溺死仕候躰ニ付、夫々所役人

江及案内候処、即刻役人共罷在、引網等ニ而海辺為相尋候へ共、死骸相見

へ不申躰ニ承受申候

一、右出水ニ而東川縁日置村分右泥水切込、御田地并人家等損所有之躰ニ付、

予承合可奉申上与存罷在候内、当十一日夜石川良之助等、右水損聞合方ニ

出役仕候ニ付、同人分委曲可奉申上与奉存候

一、富山御領内之様子手筋を以重而承合候処、八ツ尾駅等損所暨変死人等之義

予承受候俣左ニ奉申上候

一、十一軒

八ツ尾駅名前不知、人家皆潰之躰

一、百六軒

同所半潰之躰

一、二百七十斗 同所同藏過半壁落候躰

一、八ツ 同所同納屋皆潰ノ躰

一、九十二 同所同半潰之躰

右之外、石垣等所々崩落候躰

一、一戸前 四方駅御塩御借藏皆潰之躰

一、四十六 同所名前不知、藏大損之躰

一、十二俵 同所同鯛納并網等流損之躰

一、六艘 同所同獵舟大損之躰

一、七軒 西岩瀬名前不知、人家大損之躰

一、三ツ 同所同藏皆潰之躰

一、三ツ 同所同半潰之躰

一、百二十三軒斗 御郡方且山懸り三十四ヶ村ニ而、人家并藏等皆潰暨半潰之躰

一、七十五ヶ村斗 御田地割居高低ニ相成、泥等吹出相損候躰

右之外、用水縁川除并諸往来同御領内飛州往来筋山拔等ニ而大変ニ相成候躰

一、壹人 八ツ尾駅木挽嘉右衛門妻、右地震ニ而変死仕候躰

一、壹人 野積谷之内、赤名村百姓名前不知妻并娘、右同断

一、四方駅中浜屋長次郎、弟同所芝草屋又次郎、西岩瀬窪屋仙四郎伴都合三人、

右地震者礪波へ逃出候哉、高波ニ被引溺死仕候由ニ而、今更死骸揚り不申

躰御座候

右之外ニも損所等夥敷有之由ニ候へ共、慥成儀ハ相聞得兼申候

一、相廻候内流浪者等紛敷もの見聞不仕候、尤所々役人共江御縮方之儀暨御役

先藤内共へ無油断相廻候様嚴重申談置候

右奉言上候、以上

午

三月十四日

原貞之丞判

当日新川郡常願寺川洪水二而、右川縁人家等流失仕候趣、御役先藤内勇助高原村等小紙を以及注進候二付、相達申候処、右為聞合方急出役与力中被申談、平同心永田嘉太夫・葭村八百丞同道、当十一日魚津発足仕則彼筋へ指向予承合候趣、左二奉申上候

- 一、六軒 千垣村与次右衛門等家流失
- 一、九坊 岩崎寺村若盤坊等、右同断
- 一、四軒 利田村忠助等、右同断
- 一、十二軒 同村水附家
- 一、四軒 下芦原村伝次郎等家流失
- 一、七軒 同村水附家

但右川利田村領少々切込、十ヶ村斗へ入川仕、白岩川江落合、御田地余程相損候躰ニ御座候得共、比日右村々歩数等調理中ニ而、細々之義聞繕兼申候

右之通、当日出水ニ而流失等仕候由ニ候得共、人馬異変之義者無御座躰ニ承受申候、尚更御田地損所歩数暨御普請所之内、相損候ヶ所も有之候哉、重而承合可奉申上与奉存候
右奉言上候、以上

午
三月十五日 石川良之助判

前月廿五日夜大地震ニ而、上新川筋村々御田地等損シ所并潰家暨山拔等相調理御達可申旨御申談、則其以来夫々承合之趣、左二相調申候

- 一、式千五百歩余 柴村領字上市道上下夕数ヶ所御田地割レ離レ石砂等吹出シ相損シ居候躰
- 一、六百間斗 同村領字宮下夕々赤浜村領境迄道割レ候躰

一、式千五百歩余 上梅沢村領字古釈迦堂等数ヶ所御田地割レ居石砂等

吹出シ相損シ候躰
一、六軒 同村次兵衛家等潰レ不申候得共、大損ニ相成候躰

一、壹軒 上嶋村百姓安兵衛家丸潰
一、九軒 同村百姓九郎右衛門家等潰レ不申得共、大損之躰

一、壹軒 高柳村百姓新次郎家皆潰レ
一、壹軒 同村作右衛門家大損之躰

右八中加積組之内、御田地等損シ所如此御座候
一、高月村領浜船繫場、長サ東西三拾間斗、南北拾間斗、深ミ三尺斗少五尺斗迄、地割レ落込候躰

一、壹軒 領家村忠藏家皆潰之躰

一、六千三百七拾歩斗 堀江村領御田地字樋懸且南田甫・向田甫・西田甫四ヶ所地割レ泥砂吹出シ相損候躰

- 一、拾間斗 同村下夕丁場船越前式尺斗下り候躰
- 一、三拾八間斗 同東中丁場壹尺五寸斗下り候之躰
- 一、八拾間斗 同東ノ上式ヶ所、右同断
- 一、三拾間斗 同大川除壹尺五寸斗下り候躰
- 一、三拾間斗 同式尺五寸斗下り候躰

一、同村往來筋所々地割レ壹尺斗少式尺余斗迄下り候躰見聞仕候

- 一、壹軒 同村藤内武兵衛家皆潰
- 一、拾式軒 同村左七等家半潰
- 一、壹ツ 同村文助藏皆潰
- 一、式ツ 同村市右衛門等藏半潰

一、四ツ 同人納屋等皆潰

- | | | | |
|----------|--------------------------------|----------|----------------------------|
| 一、式千八拾歩斗 | 大坪新村領御田地割レ居、砂等吹出相損候躰 | 一、四軒 | 同村太左衛門等家潰 ^半 |
| 一、九千六百歩余 | 寺町村右同断 | 一、千式百歩斗 | 黒川村領御田地割居相損候躰 |
| 一、九軒 | 同村六三郎等家半潰 | 一、八百五拾歩斗 | 同村領致山拔候躰 |
| 一、九ツ | 同村宗右衛門等蔵、同断 | 一、壹軒 | 同村三郎右衛門家、右山拔ニ而築埋り候躰 |
| 一、千歩斗 | 有山新村領御田地割レ砂等吹出相損候躰 | 一、四ツ | 同村六兵衛等蔵半潰 |
| 一、式百四拾歩斗 | 森尻新村右同断 | 一、千五百歩斗 | 安田村領御田地割居、砂等吹出シ相損候躰 |
| 一、三千歩斗 | 赤浜村領右同断 | 一、六拾歩斗 | 小森村領御田地同断 |
| 一、三ツ | 同村三郎兵衛等蔵半潰 | 一、三軒 | 同村清次郎等家半潰 |
| 一、壹万八百歩斗 | 石仏村領御田地割レ居、砂等吹出シ地面高低ニ相成候ケ所も有之躰 | 一、四ツ | 同村伊右衛門等蔵同断 |
| 一、壹軒 | 同村源次郎家皆潰 | 一、八拾歩斗 | 開谷村領御田地割居相損候躰 |
| 一、四軒 | 同村五三郎等家半潰 | 一、壹軒 | 同村利兵衛家半潰 |
| 一、七千七百歩斗 | 本江村領御田地割居、砂等吹出相損候躰 | 一、五ツ | 同村兵三郎等蔵同断 |
| 一、式ツ | 同村徳三郎等蔵半潰 | 一、式百五拾歩斗 | 大門村領御田地割居、砂等吹出シ相損候躰 |
| 一、千九百歩斗余 | 東福寺村領御田地割居、泥等吹出シ相損候躰 | 一、五千四百歩斗 | 大永田村領御田地割居、泥砂吹出シ少々宛高低ニ相成候躰 |
| 一、千八百歩斗 | 同村領致山拔候躰 | 一、壹軒 | 同村磯右衛門家皆潰 |
| 一、式軒 | 同村五郎右衛門等家半潰 | 一、五軒 | 同村宗十郎等家半潰 |
| 一、壹ツ | 同村庄三郎蔵同断 | 一、二ツ | 同村三右衛門等蔵皆潰 |
| 一、壹軒 | 東福野村清蔵家同断 | 一、七ツ | 同村長兵衛等蔵半潰 |
| 一、七千式百歩斗 | 有金村領御田地割居、砂等吹出シ相損候躰 | 一、壹ツ | 同村小兵衛納屋皆潰 |
| | | 一、式軒 | 寺家村又三郎等家皆潰 |

- 一、壹ツ 同村次右衛門藏同断
- 一、壹軒 下桜沢村覚藏家同断
- 一、四軒 同村庄次郎等家半潰
- 一、壹軒 常光寺村作藏家半潰
- 一、壹ツ 同村嘉右衛門藏同断
- 一、壹ツ 同村六兵衛納屋同断
- 一、三軒 五位尻村庄兵衛等家半潰
- 一、三ツ 同村四郎右衛門等藏同断
- 一、壹ツ 同村藤兵衛納屋皆潰
- 右ハ西加積組之内、御田地等も損所如斯御座候
- 一、三千歩斗 新清水村領御田地如波高低ニ相成、所々地割砂吹出シ
居候躰
- 一、長拾五間斗 同村領白岩川縁御普請所土肥割レ下り候躰
- 一、八千百歩斗 平塚村領御田地如波之高低ニ相成、所々地割レ砂等
吹出シ候躰
- 一、四軒 同村弥兵衛等家半潰
- 一、貳軒 同村太兵衛等家半潰
- 一、壹ツ 同村浅三郎納屋皆潰
- 一、貳万三千貳百歩斗 伊勢屋村領御田地高低ニ相成、地割砂等吹出候躰
- 一、四百五拾間斗 同村領用水所々相損候躰
- 一、壹軒 同村長左衛門家皆潰
- 一、壹軒 同村徳三郎家皆潰
- 一、壹ツ 同人納屋皆潰
- 一、長貳拾五間斗 同村領常願寺縁御普請所割レ下り候躰
- 一、三万貳千歩斗 二ツ屋村領御田地高低ニ相成、地割砂等吹出シ候躰
- 一、二百間斗 同村領用水所々相損候躰
- 一、三軒 同村清兵衛等家皆潰
- 一、貳軒 同村七右衛門等家半潰
- 一、壹ツ 同村市右衛門納屋皆潰
- 一、千歩斗 清水堂村領御田地所々地割居候躰
- 一、長五拾間斗 同村領白岩川縁御普請所土肥割レ下り候躰
- 一、貳拾間斗 同村領右同断
- 一、五千歩斗 石政村領御田地高低ニ相成、地割砂等吹出シ候躰
- 一、七千歩斗 同村領右同断
- 一、長貳拾間斗 同村領常願寺縁御普請所割レ下り候躰
- 一、貳軒 同村清五郎等家半潰
- 一、壹ツ 同村四郎三郎納屋皆潰
- 一、三万五千五百歩斗 一田中村領御田地高低ニ相成、地割砂等吹出シ候躰
- 一、五軒 同村宗助等家皆潰
- 一、壹軒 同村宗右衛門家半潰
- 一、貳ツ 同村宗四郎等納屋皆潰
- 一、八千四百歩斗 池田町村領白岩川縁御普請所土肥割レ下り候躰
- 一、長七拾間斗 同村領白岩川縁御普請所土肥割レ下り候躰
- 一、長貳拾間斗 同村領右同断
- 一、長貳百間斗 同村領用水双方々震潰候躰

- | | | | |
|----------|------------------------------------|------------|-------------------------|
| 一、四軒 | 同村宗右衛門等家皆潰 | 一、貳拾五間斗 | 同村領白岩川縁御普請所土肥割レ下り候躰 |
| 一、壹軒 | 同村与三右衛門等家半潰 | 一、貳拾五間斗 | 同村領川測割レ下り候躰 |
| 一、壹ツ | 同村庄次郎藏皆潰 | 一、壹軒 | 同村久右衛門家半潰 |
| 一、貳ツ | 同村庄左衛門等納屋同断 | 一、四万五千貳百歩斗 | 泉村領御田地所々高低ニ相成、砂等吹出シ候躰 |
| 一、壹万貳千歩斗 | 西光寺村御田地高低ニ相成、地割レ砂等吹出シ候躰 | 一、五拾間斗 | 同村領白岩川縁御普請所川測割レ下り候躰 |
| 一、壹万八千歩斗 | 同村領并池田町村領暨池田館村領右同断 | 一、壹ツ | 同村領三郎右衛門藏皆潰 |
| 一、五百間斗 | 西光寺村領古川兩測震潰水沼へ居候躰 | 一、五千百歩斗 | 金尾村領御田地高低ニ相成、砂等吹出候躰 |
| 一、三拾間斗 | 同村領用水江底等割居大破ニ相成候躰 | 一、貳軒 | 同村久五郎等家皆潰 |
| 一、四百間斗 | 同村領白岩川縁御普請所川測割レ下り候躰 | 一、壹ツ | 同人納屋半潰 |
| 一、壹軒 | 同村長右衛門家皆潰 | 一、壹軒 | 同村宗七家同断 |
| 一、七百五拾歩斗 | 池田村領御田地所々割居候躰 | 一、千貳百歩斗 | 北馬場村領御田地割居、砂等吹出シ候躰 |
| 一、拾貳間斗 | 同村領御納 ^取 道幅六尺分九尺まで谷江割落候躰 | 一、壹軒 | 同村文右衛門家半潰 |
| 一、貳百間斗 | 同村領致山拔候躰 | 一、壹ツ | 同村文助納屋皆潰 |
| 一、壹軒 | 同村宗四郎家半潰 | 一、八千五百五拾歩斗 | 曲測村領御田地所々高低ニ相成、砂等吹出シ候躰 |
| 一、貳ツ | 同村仁左衛門等藏同断 | 一、七軒 | 曲測村宗兵衛等家半潰 |
| 一、六千五百歩斗 | 池田館村領御田地高低ニ相成、地割砂等吹出シ候躰 | 一、壹万五千貳百歩斗 | 小出村領御田地所々高低ニ相成、地割砂等吹出候躰 |
| 一、三百八拾間斗 | 同村領用水兩測分震込水沼へ居候躰 | 一、四軒 | 同村与兵衛等家皆潰 |
| 一、壹軒 | 同村源右衛門家半潰 | 一、貳軒 | 同村三五郎等家半潰 |
| 一、貳百五拾歩斗 | 高寺村領用水測ニ而割落候躰 | 一、六ツ | 同村弥三右衛門等藏皆潰 |
| 一、貳軒 | 同村与助家半潰 | 一、三百歩斗 | 下段村領御田地所々割下り居候躰 |
| 一、壹ツ | 同村長吉納屋皆潰 | 一、八百八拾歩斗 | 専光寺村領御田地所々割居、砂等吹出シ候躰 |
| 一、三千八百歩斗 | 放土ヶ瀬村領御田地所々高低ニ相成、砂吹出シ候躰 | | |
| 一、四百六拾間斗 | 同村領用水所々相損候躰 | | |

- 一、貳軒 同村金四郎等家皆潰
- 一、壹軒 同村武右衛門家半潰
- 一、壹ツ 同村次兵衛藏^皆潰
- 一、壹ツ 同村与三兵衛藏半潰
- 一、千五百歩斗 高堂村領御田地所々割居、砂等吹出シ候躰
- 一、貳軒 同村新右衛門等家皆潰
- 一、三軒 同村宗次郎等家半潰
- 一、五ツ 上末村領御田地養水溜堤囲土肥所々割落候躰
- 一、七拾間斗 同村領用水拔落候躰
- 一、七百歩斗 上川原村領御田地高低二相成、砂等吹出シ候躰
- 一、壹ツ 同村孫兵衛納屋皆潰
- 一、百三拾歩斗 金広村領御田地所々割居候躰
- 一、百九拾歩斗 小又村領山欠落、御田地低地二相成候躰
- 一、貳拾間斗 同村領用水拔落候躰
- 一、五百歩斗 座主坊村領御田地割居所々欠落候躰
- 一、壹軒 中高場村伝右衛門家皆潰
- 一、壹軒 柳寺村後次郎家皆潰
- 一、貳軒 下末開発村次郎左衛門等家半潰
- 一、壹軒 田伏村清右右衛門家皆潰
- 一、壹ツ 同村喜左衛門納屋半潰
- 一、三軒 石割村文次郎等家皆潰
- 一、貳軒 同中村弥五郎等家半潰
- 一、壹ツ 同村伝吉納屋皆潰
- 一、四ツ 上瀬戸村唐津物焼竈大小とも壊候躰
- 右八上条組之内、御田地等損所如斯御座候
- 一、拾八間斗 同村領字中川用水割落候躰
- 一、四軒 同村理助等家皆潰
- 一、七軒 同村宗三郎等家半潰
- 一、四百八拾歩斗 小池村領御田地所々相損候躰
- 一、三百貳拾歩斗 同村領右同断
- 一、貳軒 同村三右衛門等家皆潰
- 一、千貳百七拾歩斗 市江村領御田地割居、砂等吹出シ候躰
- 一、百三拾間斗 同村領字村卷用水欠落大破二相成候躰
- 一、貳拾八間 同村領御取納道立割レ片方落下り候躰
- 一、四千六百歩斗 魚躬村領御田地高低二相成、所々砂等吹出大損之躰
- 一、貳千歩斗 鏡田村領御田地砂等吹出シ候之躰
- 一、貳千八百八拾歩斗 堅田村領御田地割居、砂等吹出シ候躰
- 一、壹軒 同村太左衛門家皆潰
- 一、貳ツ 同人藏并納屋皆潰
- 一、貳千五百貳拾歩斗 五郎丸村領御田地割居、砂等吹出候躰
- 一、百七拾間斗 同村領字卷用水所々割落相破二相成候躰
- 一、貳軒 同村宗七郎等家皆潰
- 一、二ツ 同村宗左衛門等藏皆潰

- | | | | |
|------------|------------------------|-----------------------------------|----------------------------|
| 一、六千八拾歩斗 | 竹鼻村領御田地割居、砂等吹出候躰 | 一、千五百五拾歩斗 | 東種村領御田地所々割レ損候躰 |
| 一、三百式拾間斗 | 同村領字卷用水北右分埋り所々欠落大損之躰 | 一、壹軒 | 下狹木村清左衛門家皆潰 |
| 一、三拾五間斗 | 同村領上市川筋川除二尺分三尺斗落下り候躰 | 一、壹軒 | 狐塚村五郎左衛門右同断 |
| 一、百間斗 | 同村領字御坊下夕付手土肥右同断 | 一、式軒 | 江又村藤三郎等家丸潰同様之躰 |
| 一、壹軒 | 同村善次郎家皆潰 | 一、壹軒 | 開発村甚三郎家半潰 |
| 一、四百七拾歩斗 | 上砂子坂村領御田地所々砂等吹出シ候躰 | 右者下条組之内、御田地 ^{損候} 損所如此御座候 | |
| 一、壹軒 | 同村次郎三郎家半潰 | 一、九百九拾歩斗 | 新堀村領御田地砂等吹出シ候躰 |
| 一、百三拾歩斗 | 下堂田村領御田地割居、砂等吹出シ候躰 | 一、壹軒 | 同村八之丞家皆潰 |
| 一、壹軒 | 同村宗四郎家皆潰 | 一、四軒 | 同村宗次郎等家半潰 |
| 一、百拾歩斗 | 砂田新村領御田地割居、砂等吹出シ候躰 | 一、壹軒 | 同人納屋皆潰 |
| 一、壹軒 | 同村庄五郎家半潰 | 一、壹万三千歩斗 | 常願寺村領御田地所々割居、砂等吹出高低二相成大損之躰 |
| 一、五百歩斗 | 小泉村領御田地砂等吹出候躰 | 一、六千歩斗 | 高野開発村領御田地所々割レ損シ候躰 |
| 一、四百三拾歩斗 | 下経田村領右同断 | 一、三軒 | 同村伝右衛門等家皆潰 |
| 一、式軒 | 同村清三郎等家半潰 | 一、壹軒 | 同村次兵衛家半潰 |
| 一、三千四百五拾歩斗 | 森尻村領御田地砂等吹出シ所々高低二相成居候躰 | 一、壹万百歩斗 | 浅生村領御田地所々割レ損候躰 |
| 一、五拾七間斗 | 同村領御収納道大永田領境分壹尺斗程下り居候躰 | 一、三軒 | 同村長右衛門等家半潰 |
| 一、式百三拾歩斗 | 柿沢村領御田地所々割居候躰 | 一、三百五拾歩斗 | 稻荷村領御田地所々割損シ候躰 |
| 一、百間斗 | 広野村用水眼目村領二而崩落、水上り不申候躰 | 一、壹軒 | 同村太郎兵衛家皆潰 |
| 一、四拾五間斗 | 右用水穴くり留木折レ損シ埋込大破二相成居候躰 | 一、壹軒 | 同村喜右衛門家半潰 |

一、貳ツ 同村三郎兵衛等蔵并納屋同断

一、貳軒 下国重村与四兵衛等家同断

一、千貳百歩斗 上国重村領御田地所々割居、砂等吹出シ候躰

一、貳軒 同村兵次郎等家半潰

一、壹ツ 同村伊右衛門蔵同断

一、千六百歩斗 竹内村領御田地所々割レ損候躰

一、貳軒 同村林蔵等家半潰

一、千三百歩斗 小嶋村御田地所々割レ損候躰

一、八軒 同村新右衛門等家半潰

一、三ツ 同村徳右衛門等納屋皆潰

一、壹軒 金尾新村久兵衛家同断

一、壹軒 八ツ屋村久三郎家同断

一、壹ツ 同人納屋皆潰

一、百五拾歩斗 番頭名村御田地砂等吹出候躰

一、壹軒 同村孫兵衛家半潰

一、壹軒 肘崎村領御田地所々割居、砂等吹出高低ニ相成大損之躰

一、四軒 同村久五郎等家皆潰

一、三軒 同村甚右衛門等家半潰

一、四軒 同人等蔵并納屋皆潰

一、貳軒 同村宗左衛門等納屋半潰

一、壹軒 同村宗左衛門等納屋半潰

一、壹軒 同村宗左衛門等納屋半潰

一、壹軒 同村宗左衛門等納屋半潰

一、壹軒 同村宗左衛門等納屋半潰

一、壹軒 同村宗左衛門等納屋半潰

一、壹軒 同村宗左衛門等納屋半潰

一、壹軒 同村宗左衛門等納屋半潰

一、壹軒 同村宗左衛門等納屋半潰

一、壹万五千歩斗 市田袋村領御田地所々割居、砂等吹出候躰

一、壹軒 同村権兵衛家皆潰

一、壹軒 同村宗兵衛納屋同断

一、八千九百歩斗 小路村領御田地所々砂等吹出シ候躰

一、八千歩斗 沖村右同断

一、壹軒 同村次郎兵衛家皆潰

一、五軒 同村清四郎等家半潰

一、三ツ 同村清右衛門等蔵并納屋同断

一、貳ツ 同村弥兵衛等納屋皆潰

一、四軒 的場村宗右衛門等家皆潰

一、六軒 同村市右衛門等家皆潰

一、三ツ 同村市郎兵衛等納屋皆潰

一、七千貳百歩斗 柴草村領御田地所々割居、砂等吹出シ候躰

一、貳軒 同村与次右衛門等家皆潰

一、壹万八千五百歩斗 二杉村領御田地所々割居、砂等吹出シ大損之躰

一、三軒 同村徳右衛門等家皆潰

一、四軒 同村七郎右衛門等家半潰

一、四千貳百歩斗 入部町村領等入合開所々割居、砂等吹出シ候躰

一、壹軒 同村小右衛門家皆潰

一、壹軒 同村小右衛門家皆潰

一、壹軒 同村小右衛門家皆潰

一、壹軒 同村小右衛門家皆潰

一、壹軒 同村小右衛門家皆潰

一、壹軒 同村小右衛門家皆潰

一、壹軒 同村小右衛門家皆潰

一、壹軒 同村小右衛門家皆潰

一、壹軒 同村小右衛門家皆潰

一、壹軒 同村小右衛門家皆潰

- 一、四千七百歩斗
舟橋村領同断高低二相成居候躰
- 一、六軒
同村与七等家皆潰
- 一、式千八百歩斗
堀越村領御田地所々割居、砂等吹出候躰
- 一、壹軒
同村吉右衛門家半潰
- 一、四千歩斗
新吉嶋村領御田地所々割居、砂等吹出候躰
- 右者高野組之内、御田地等損所如斯御座候、且又此外右組之内山拔等所々少々宛有之由御座候得共、慥相成儀相聞得兼申候
- 一、六百九拾歩斗
浜里村領御田地所々地割居相損シ候躰
- 一、式千五百歩斗
日方江村領右同断
- 一、三千歩斗
西宮村領右同断
- 一、五千五百歩斗
千原崎村領右同断
- 一、拾万千五百歩斗
金山新村領右同断
- 右広田組之内、御田地損所如此御座候
- 一、六百石高斗
向新庄村領御田地所々地割、泥砂水吹出、式三尺斗迄、高低二相成、大損之躰
- 一、六軒
同村紋四郎等家皆潰
- 一、七軒斗
同村之者に而名前相知不申、家潰之躰
- 一、三拾石高斗
本江嶋村領御田地所々地割居相損候躰
- 一、三軒斗
同村之者二而名前不相知、半潰之躰
- 一、四百石高斗
犬嶋村領御田地所々地割、砂等吹出高低二相成、大損
- 一、拾四軒
同村之者二而名前不相知、家皆潰并半潰之躰
- 一、三拾九石高斗
宮成村領御田地所々地割、砂等吹出高低二相成、大損之躰
- 一、六軒斗
同村之者二而名前不相知、家半潰之躰
- 一、式拾石高斗
中野新村領御田地所々地割、砂等吹出、大損之躰
- 一、百石高斗
一本木村領御田地所々地割、砂等吹出、大損之躰
- 一、七八軒斗
同村之者二而名前不相知、家半潰之躰
- 一、式百石高斗
手屋村領御田地所々地割、砂等吹出候躰
- 一、七拾四石高斗
金泉村領右同断(寺脱之)
- 一、百五拾石高斗
栗嶋村領御田地所々地割、砂等吹出高低二相成、大損之躰
- 一、三軒
同村之者二而名前不相知、家半潰之躰
- 一、百五拾石高斗
城川原村領御田地所々地割、砂等吹出候躰
- 一、六軒
同村藤三郎等家皆潰
- 一、八軒
同村之者二而名前不相知、家半潰
- 一、式拾七石高斗
牧村領御田地、常願寺川分泥押入盛上候躰
- 一、千四百歩斗
小見村領御田地、右川分泥五六尺斗も盛上候躰
- 一、三拾石高斗
本宮村領右同断
- 一、三拾石高斗
町袋村領御田地所々相損候躰

- 一、五拾石高斗 田中叢村領右同断
- 一、壹軒 同村平四郎家皆潰
- 一、貳ツ 同村之者二而名前不相知、納屋皆潰之躰
- 一、百石高斗 上留吾村領御田地所々相損シ候躰
- 一、四軒 同村庄右衛門等家皆潰并半潰之躰
- 一、壹ツ 同村之者二而名前不相知、納屋皆潰
- 一、五拾石高斗 上赤江村領御田地所々相損候躰
- 一、五軒 同村三左衛門等家皆潰并半潰之躰
- 一、貳ツ 同村之者二而名前不相知、藏半潰
- 一、貳百石高斗 広田中嶋村領御田地所々相損シ候躰
- 一、七軒 同村之者二而名前不相知、家皆潰并半潰之躰
- 一、五ツ 同所藏半潰之躰
- 一、五拾石高 広田上野新町領御田地所々相損シ候躰
- 一、六軒 同村三郎右衛門等家皆潰并半潰之躰
- 一、五ツ 同村之者二而名前不相知、家并納屋半潰之躰^藏
- 一、九拾石高斗 新庄野村領御田地所々相損シ候躰
- 一、五拾石高斗 双代村領右同断
- 一、拾貳石高斗 豊田村領右同断
- 一、八軒 同村之者二而名前不相知、家皆潰并半潰之躰
- 一、三ツ 同所藏皆潰之躰
- 一、六拾石高斗 米田村領御田地所々相損候躰
- 一、拾貳軒 同村太郎右衛門等家皆潰并半潰之躰
- 一、壹軒 上飯野村伝右衛門家皆潰
- 一、三軒 中留居村九郎右衛門等家皆潰并半潰之躰
- 一、三ツ 同村之者二而名前不相知、納屋皆潰等有之候躰^藏
- 一、三軒 鍋田村三九郎等家皆潰并半潰之躰
- 一、貳ツ 同村之者二而名前不相知、納屋皆潰
- 一、七拾石高斗 下赤江村領御田地所々相損シ候躰
- 一、三軒 同村伝兵衛等家皆潰并半潰之躰
- 一、拾九軒 水落村太郎兵衛等家皆潰并半潰之躰
- 一、三ツ 同村之者二而名前不相知、納屋皆潰之躰
- 一、拾貳軒 楠木村与三右衛門等家皆潰并半潰之躰
- 一、貳ツ 同村之者二而名前不相知、納屋皆潰之躰
- 一、拾壹軒 下飯野村万右衛門等家皆潰并半潰之躰
- 一、貳ツ 同村之者二而名前不相知、納屋皆潰之躰
- 一、拾三軒 道正村与四兵衛等家皆潰并半潰之躰
- 一、七軒 高嶋村十右衛門等家右同断
- 一、四軒 宮村四郎左衛門等家皆潰并半潰之躰
- 一、五軒 同村之者二而名前不相知、納屋皆潰之躰
- 一、拾軒 針原中村理左衛門等家皆潰之躰
- 一、三軒 町袋村伊兵衛等皆潰并半潰之躰
- 一、三軒 三上村久右衛門等家右同断

- | | | | |
|--------------------|---|-----------|--|
| 一、六軒 | 小西村宗八等家右同断 | 一、壹ツ | 同村和兵衛納屋皆潰 |
| 一、貳ツ | 同村之者二而名前不相知、蔵并納屋皆潰之躰 | 一、五百歩斗 | 谷村領御田地 ^(字) 深田等式ヶ所損シ候躰 |
| 一、拾九軒 | 広田新屋村四郎左衛門等皆潰并半潰之躰 | 一、五百歩斗 | 長倉村領字宮坂等所々右同断 |
| 一、六ツ | 同村之者二而名前不相知、納屋皆潰之躰 | 一、七軒斗 | 同村領新開用水山拔二而所々割損候躰 |
| 一、拾壹軒 | 飯野村八右衛門等家皆潰并半潰之躰 | 一、八ヶ所 | 虫谷村領新開字氏ヶ原等所々割損候躰 |
| 一、五軒 | 下富居村名前不相知、家半潰之躰 | 一、三ツ | 同村長兵衛等蔵并納屋皆潰 |
| 一、三ツ | 飯ノ村之者二而名前不相知、蔵潰之躰 | 一、貳ツ | 新屋村三右衛門等納屋同断 |
| 右者嶋組之内、御田地等損所如此御座候 | | 一、三ツ | 放土ヶ瀬新村徳兵衛等納屋同断 |
| 一、五百貳拾歩斗 | 日中村領御田地 ^(字) 善業原与申所所々割居相損候躰 | 一、七百歩斗 | 上荒又村領御田地 ^(字) 沢測等六ヶ所二而所々割損シ候躰 |
| 一、七拾間斗 | 同村領東用水江筋中蔵山二而突抜相損候躰 | 一、貳千歩斗 | 下荒又村領 ^(字) 学江又木等所々右同断 |
| 一、七百歩斗 | 下瀬戸村領御田地 ^(字) 林尻等三ヶ所割居相損候躰 | 一、貳拾五間斗 | 湯崎野村領用水 ^(字) 学笹谷等申所山拔二而崩込候躰 |
| 一、貳拾式 | 同村唐津物焼竈場大小とも壞レ候躰 | 一、七百歩斗 | 柿沢村領御田地所々割損シ候躰 |
| 一、数四万三千六百斗 | 同村拾三軒之者とも去暮以来出来置候瀬戸 | 一、千百歩斗 | 同村領新開所 ^(字) 学二口谷等四ヶ所二而所々割損シ候躰 |
| 一、貳百歩斗 | 物焼不残壞候躰 | 一、千三百六拾歩斗 | 大松新村領御田地 ^(字) 学笹谷等申所山拔二而泥砂立変地二相成候躰 |
| 一、三間斗 | 下白岩村領御田地 ^(字) 古屋敷与申所所々割損シ候躰 | 一、四百歩斗 | 同村領字楊割等所々割損候躰 |
| 一、千六百五拾歩斗 | 同村八幡用水山拔二而欠落候躰 | 一、三拾間斗 | 同村領字石坂与申所三ヶ所二而御及納道割下り候躰 |
| 一、貳千歩斗 | 上白岩村領御田地 ^(字) 学上川原割与申所山拔二而変地二相成候躰 | | |
| 一、百間斗 | 同村領字下割与申内七ヶ所二而所々割居相損シ候躰 | | |
| 一、三拾間斗 | 同村領中蔵山開用水 ^(字) 学鬼壁等所々山拔二而欠落候躰 | | |
| 一、三拾七間斗 | 六郎谷村領用水字池谷尻等山拔二而欠落候躰 | | |
| | 目桑村領水上々用水等式ヶ所二而右同断 | | |

一、式百三拾歩斗 大松村領御田地字尾崎与申所二而所々割損候躰

一、三百歩斗 中ノ又村領御田地所々右同断

一、六百歩斗 大沢村領御田地四ヶ所右同断

一、三百歩斗 名荷谷村領御田地所々右同断

一、百五拾間斗 同村領新開用水浅生村領^(字)学金山坂与申所山拔二而大破二相成候躰

一、五百歩斗 桧谷村領御田地三ヶ所二而所々割損シ候躰

一、四拾間斗 同村領用水^(字)山穴徳与申所山拔二而江筋欠落候躰

一、式千歩斗 浅生村領御田地八ヶ所二而所々割損候躰

一、拾五間斗 同村領御双道^(字)道辻与申所江山拔出候躰

一、壹ヶ所 同村領用水^(字)学金山坂与申所山拔二而大破二相成候躰
右者弓庄組之内、御田地等損所如斯二御座候

一、式千五百歩斗 荒川村領御田地所々割居、砂水等吹出高低二相成候躰

一、八千歩斗 経堂村領右同断

一、六百五拾歩斗 石金村領右同断

一、高サ拾五間斗 上瀧村領富山御領御出

一、式間斗 長サ三拾間斗 合用水式ヶ所山抜いたし候躰

一、式間斗 中瀧村領幅口山摺下り候躰

一、百五拾間斗 文殊寺村領用所^水山抜二而欠落候躰

一、高サ拾間斗 里牧村領御田地并用水中江
長サ式拾間余 山抜いたし候躰

一、千歩斗 布目村領山入御田地所々割居拔落候躰

一、千式百五拾歩斗 槻ヶ原村領御田地所々割居拔落候躰

一、三百間斗 同村領用水所々山拔二而欠落候躰

一、千九百五拾歩余 砂見村領御田地所々割居、砂等吹出山抜いたし候躰

一、百間斗 同村領用水所々拔損シ候躰

一、式千八百五拾歩余 小谷村領御田^(地)付所々割居、砂水吹出并山拔落ヶ所有之候躰

一、百間斗 同村領用水所々山拔二而欠落候躰

一、數拾ヶ所斗 福沢村領用水山拔二而欠落候躰

一、八百歩斗 小佐波村領御田^(地)所々割居高低二相成候躰

一、百間斗 同村領用水拾壹ヶ所山拔落候躰

一、七拾間斗 同村領御双納道三ヶ所右同断

一、式千歩斗 牧野村領御田地割居、所々高低二相成候躰

一、百間斗 同村用水之中所々山拔落候躰

一、式千三百歩斗 日尾村領御田地片下り等二相成候躰

一、三拾五間斗 同村領長棟黒川縁山拔大石震落居候躰

一、千六百歩斗 瀬戸村領御田地割居者内二山拔落候躰

一、三百間斗 同村領黒川縁所々割目入落下り候躰

一、百式拾間斗 同村領長棟往來山拔二而欠落候躰

一、百式拾間斗 馬瀬村領用水之内拾ヶ所山抜いたし候躰

一、三百歩斗 石測村領御田地所々割込落下り候躰

一、式拾間斗 同村領用水三ヶ所山抜いたし候躰

一、三拾間斗 同村領黒川橋両爪とも相損シ通行相成不申躰

一、三拾間斗 同村領長棟往来山抜いたし候躰

一、三拾五間斗 小坂村領長棟往来割下り山抜等いたし候躰

一、式百拾間斗 同村領用水欠落山抜二而埋入候躰

一、百三拾歩斗 下双嶺村領御田地割下候躰

一、百歩斗 折谷村領御田地欠落候躰

一、五百歩斗 大清水村右同断

一、百式拾間斗 同村領長棟往来欠落候躰

一、三百六拾歩斗 大双嶺村領御田地割下り山抜等いたし候躰

一、式拾間斗 同村領用水山抜等いたし候躰

一、三拾間余 同村領長棟往来右同断

一、百五拾間斗 千原村領長棟往来右同断

一、百三拾間斗 舟倉村領古田用水山抜等いたし候躰

一、三百間斗 奥山村領長棟往来并御双納往来村方夕下二而四ヶ所山大抜欠落候躰

右奥山村夕長棟村迄往来筋数ヶ所山抜有之由ニ御座候得共、深雪ニ而通行相成不申ニ付、相分兼候由、且又薄波川両縁山々五六歩通山抜ニ相成居候躰

一、百六拾歩斗 芦生村領御田地神通川縁崩落候躰

一、百間斗 同村領御田地養用水埋候躰

一、百歩斗 布尻村領御田地神通川縁崩落候躰

一、百式拾間斗 寺津村領御田地割下相損シ候躰

式百間夕三百間斗迄

一、四百歩斗 吉野村領御田地割抜、神通川縁崩落候躰

一、三拾五間余 同村領飛州往来山抜いたし候躰

一、式百五拾歩斗 薄波村領御田地崩落候躰

一、五千五百歩余 同村領畑山抜欠落候躰

一、壹ヶ所 同村領橋半損シ相成候躰

一、式千式百歩斗 太田薄波村領御田地山抜等ニ而埋込候躰

一、千五拾歩斗 同村領畑欠落埋込候躰

一、五百五拾間斗 同村領御双納道割下山抜いたし候躰

一、壹ヶ所 両薄波村通行橋震落候躰

一、千五百歩斗 伏木村領御田地山抜ニ而埋込候躰

一、三千歩斗 同村領畑右同断

一、百八拾間斗 同村領用水三ヶ所山抜ニ而欠落候躰

一、式百間斗 同村領飛州往来欠落通行相成不申躰

一、右伏木村弥三郎等家四軒之際山八尺通り割口ニ相成危キ候由ニ付、家立いたし度旨申居候躰

一、式千歩斗 猪谷村領御田地所々割下り高低ニ相成候躰

一、千五百歩斗 同村領畑右同断

一、三百間斗 同村領御所外飛州往来御境目迄三ヶ所山抜通行不申躰

一、舟倉野用水筋山抜等数ヶ所所有之、いまた調理茂出来不申由ニ付、慥成儀者相聞得兼申候

一、有峯村領・長棟村領御田地損所暨山拔等数多有之由ニ候得共、深雪ニ而相
分兼候躰ニ相聞得申候

右者太田組之内、御田地等損所如斯ニ御座候

右之通夫々承合申候、尤人馬異変之儀者先達而御達申候通ニ御座候、此外
指懸り相替儀承不申候、依而小紙を以御達申候、以上

午

三月

原貞之丞

木村田太夫

林茂久丞

藤江丈之助

堀井半左衛門

(朱筆)

「右上下之文者引取直し、横切帳ニ仕立、御用部中^屋へ者添紙面いたし、四月

八日ニ御次へ持参、山森権太郎江迄達す」

(以下五行分、朱筆による傍線あり)

当日新川郡常願寺川洪水ニ而、右川縁人家等流失仕候旨等、予聞繕候趣、当
十五日奉申上置候得共、右之外ニも数ヶ村流失家等御座候ニ付、先日奉申上候

分共書込、惣而承合候趣、左ニ奉申上候^等

一、六軒 千垣村与次右衛門家流失

一、九坊 岩嶺寺村盤若坊等右同断

一、百間斗 半屋村領御普請所石川除流失

一、二百斗 同村并日置村出合領右同断

一、二百間斗 日置村領右同断

一、一艘 定検地所分同村へ被渡置候川渡舟流失

一、二艘 同同村へ被渡置候橋板右同断

一、六十間斗 同村并利田村出合領御普請所石川除流失

一、六百間斗 利田村領右同断

但此所分入川仕候躰ニ御座候

(朱線)

一、四軒 同村忠助等家流失

(朱線)

一、十二軒 同村泥水附家

一、二軒 曾我村武兵衛等家流失

一、八軒 同村泥水附家

一、一軒 石田新村弥右衛門家流失

一、十一軒 下鉾ノ木村泥水附家

(朱線) 一、四軒 西芦原村伝次郎等家流失

(朱線) 一、七軒 同村泥水附家

一、二軒 塚越村吉右衛門等家流失^{相候}

一、一軒 同村泥水附家

一、三軒 稻荷村太郎兵衛等家相潰候旨

一、一軒 同村泥水附家

一、六軒 浅生村伊七郎等家相潰候旨

一、十四軒 同村泥水附家

一、一軒 上国重村八右衛門家半潰之旨

一、四軒 同村泥水附家

一、四軒 上国重村^{彦四郎等}八右衛門家相潰候旨

一、四軒 同村泥水附家

一、七ツ 竹内村又三郎等家流失

一、十軒 同村納屋右同断

一、六ツ 同村泥水附家

一、二ヶ寺 同村納屋泥水附

同村無量寺并同寺持家共泥水附

但右常願寺川、右利田村領分入川仕、曾我村等江移り、夫分竹内村へ流出、
同村分白岩川江落合候而、其以来水少々宛流居候躰ニ御座候

右之通、当日出水ニ而流失等仕候由ニ御座候へ共、人馬異変之義者無御座躰

二承受申候、且右村々等御田地余程相損候ヶ所も御座候躰二候へ共、泥水之義
 二付急二者瀬踏^等も仕兼、今更歩数等相調理不申躰二而、今日余も相立候へ者、
 追々右歩数等相分り可申哉二一統風評仕居候二付、先私共儀者彼ノ筋引揚、魚
 津江罷帰可申与奉存候、尚更御田地損所聞繕方之儀ハ、今日余も相立、右為
 聞合方出役被為仰渡候へ者、細々之義相分り可申哉二奉愚考候
 右奉言上候、以上

午

三月十八日

石川良之助判

前月十日新川郡常願寺洪水二而、右川縁人家等流失仕候二付、其節石川良之助
 出役仕委曲可奉申上処、御普請所并人家迄奉申上、且御田地之儀ハ余程相増候
 得者泥水二而急二者^者歩数等相調理不申躰、今日余も相立候得ハ、右歩数等相
 分り可申哉之旨与力中江相達置候処、右聞合方して、同廿六日出役方与力中
 被申談、鈴木勝次郎・木村亀太郎同道仕、彼筋江指向承合之趣、左二奉申上候

一、壹万式千歩斗

高野組之内、新堀村泥置二相成申候躰

一、壹万五千歩斗

同村常願寺右同断

一、三千八百四拾歩斗

同村領新開所右同断

一、七千九百式拾歩斗

同高野開発村右同断

一、三千歩斗

同村領新開所右同断

一、千六百八拾歩斗

同田添村入川二相成申候躰

一、壹万八千四百三拾歩斗

同村領新開所岸崩入川二相成申候躰

一、三万式百四拾歩斗

同浅生村岸崩泥置二相成申候躰

一、八百六拾歩斗

同村領新開所右同断

一、三万式百歩斗

同下銚木村右同断

一、五千四百歩斗

同石田新村右同断

一、式千三百歩斗

同村領新開所泥置二而入川二相成申候躰

一、式千五百歩斗

同稻荷村岸崩泥置二相成申候躰

一、式万六千八百八拾歩斗

同^上国重村泥置二相成申候躰

一、式万八百四拾歩斗

同下国重村

一、三万三千六百歩斗

同竹内村右同断

一、千三百式拾歩斗

同村領新開所泥置相成申候躰

一、四千八百歩斗

同小嶋村右同断

一、七千式百歩斗

同村領新開所右同断

一、式千四百歩斗

同番頭谷村右同断

一、千三百九拾歩斗

同入部町村右同断

一、式千四百九拾歩斗

同二杉村領新開村右同断

一、六千九百九拾歩斗

但右新開所入部町村并入江村^下開作仕候躰

一、三千歩斗

同橋場新村右同断

一、四千五百六拾歩斗

同入江村右同断

一、三万三千六百歩斗

同弘生寺村右同断

一、拾万八百歩斗

同塚越村岸崩入川二而泥置二相成申候躰

一、但西芦原村^下開作仕候躰、且常願寺川右利田村領^下入川仕、曾我村江帰り、

夫^下此竹内村江流出、同村^下白岩川江落合候而、其以来流居候二付、定檢

地奉行定田鉄之助殿・田伏作次郎殿等、前月十六日比被罷越、当時御普請

所二而出来方同様之儀ハ治定不仕候躰

一、七千歩斗

同西芦原村岸崩入川二而泥置二相成申候躰

一、八千四百歩斗

同石田村泥置二相成申候躰

一、壹万式千歩斗

同曾我村右同断

一、六万七千式百歩斗

同利田村岸崩入川二而泥置二相成申候躰

一、壹万歩斗

同日屋村岸崩泥置二相成申候躰

一、三千九百八拾歩斗

同半屋村右同断

一、三千九百八拾歩斗

同大森村右同断

一、式万七千六百歩斗

同三ツ塚新村右同断

一、壹万六千八百歩斗

同村領新開所石砂置二相成申候躰

一、六千歩斗

同村領新開所石砂置二相成申候躰

- 一、六百式拾步斗 同東大森村領新開所右同断
- 一、八千四百步斗 同横沢村泥置二相成申候躰
- 一、三千六百八拾步斗 同村領新開所右同断
- 一、九千六百步斗 同千垣村右同断
- 一、八千六百六拾步斗 同舟橋村右同断
- 一、四千八百步斗 同芦嶺寺村右同断
- 一、千式百步斗 嶋組之内、新町村泥并石砂置二相成申候躰
- 一、壹万五千六百步斗 同岡田村右同断
- 一、三千百式拾步斗 同船木村右同断
- 一、六千步斗 同牧村右同断
- 一、三千六百步斗 同中地山村右同断
- 一、式千八百八拾步斗 同下山和田村右同断
- 一、五千五百式拾步斗 同小見村右同断
- 一、九千六百步斗 同本宮村右同断
- 一、式千四百步斗 同下覚地村右同断
- 一、千式百步斗 同高嶋新村領新開所右同断
- 一、四万式千式百五拾步斗 上条組之内清水堂村泥石砂并水□□へ二相成申候躰
- 一、壹万四千步斗 同柳寺村泥石砂置二相成申候躰
- 一、四千八百步斗 同上川原村右同断
- 一、式千八百八拾步斗 同金広村右同断
- 一、千八百步斗 同高堂村右同断
- 一、五百步斗 同石正村右同断
- 一、壹万式千三百五拾步斗 同村新開所右同断
- 一、三百步斗 同西光寺村右同断
- 一、八百步斗 同村新開所右同断
- 一、壹万八千五百步斗 同池田館村領新開所泥石砂等并水八かへ二相成申候躰
- 一、式千式百五拾步斗 同池田館村泥石砂置二相成申候躰

- 一、三千百五拾步斗 同村領新開所右同断
 - 一、千七百步斗 同平塚村右同断
 - 一、四千五百步斗 同曲渕村右同断
 - 一、三千步斗 同北馬場村右同断
 - 一、七百步斗 同金尾村右同断
 - 一、千步斗 同中馬場村右同断
 - 一、式千六百步斗 同下段村右同断
 - 一、五千四百步斗 太田組之内流杉村右同断
 - 一、四千步斗 同村領新開所右同断
 - 一、九千六百步斗 同大場村右同断
 - 一、六千式百步斗 同村領新開所右同断
 - 一、三千六百步斗 同西番村領新開所右同断
 - 一、三千四百步 同三宝荒屋村右同断
 - 一、式千步斗 同中瀧村右同断
 - 一、五百六拾步斗 同上瀧村右同断
 - 一、百步斗 同村領新開所右同断
 - 一、式千步斗 同中瀧村領新開所右同断
- 但右新開所上瀧村并三室荒屋村今開作仕候躰
- 右之通、前月十日常願寺川出水仕、御田地泥置等二而損ケ所見聞之趣奉申上候、且相廻候道筋紛敷者も見聞不仕候、猶又村々役人共江御縮方之儀嚴重申談置候、右町新庄村今奉申上候
- 右奉言上候、以上
- 午
- 四月四日 田中儀六郎判
- 別冊水損調理書并絵図壹枚別紙一通、且村田乙三郎引越候二付御達紙面一通指
出候間、御落手御座候様仕度御座候、以上

(朱筆)「表書之別冊等到来、委曲達御聴申候、以上」
(朱筆)「五月十五日 岡嶋左膳判」

午

五月十二日

成瀬主税判

岡嶋左膳様

山森権太郎様

右帳面控者、薄墨横切帳有、絵図控ハ同様之分一枚有、達紙面控ハ相替儀も無之趣、留不致

新川郡常願寺川上立山下湯川并真川留滞之水源浅深等之様子、同心横目

水橋へ出役仕、聞合候趣左之通御座候

一、右真川筋留滞之水元為見届方当五月五日発足、新庄口留山廻足輕佐野伝兵衛并奥山廻大田本江村覚右衛門悖惣八郎、人足二三十人斗同道仕、登山仕押葉平辺等二而溜り水ヶ所見渡シ候由二候処、真川大橋辺分少々上二長ケ十六丁斗幅百間斗之水溜り一ヶ所有之由、尤流出候口ハ十間斗有之躰二而、石之上より瀧之様ニ馳出申候由

一、湯川筋溜り水根元為見届方当五月五日発足、新庄口留山廻足輕勝岡源之佐并奥山廻上市村五平太、人足二三十人斗同道登山仕、松尾辺等二而溜り水ヶ所見渡シ候由二候処、右松尾下分小鳶と申辺并温泉跡等二都合七八ヶ所斗溜り水有之候、内一ヶ所ハ長ケ五百間斗、幅三百間斗、其余六ヶ所斗之分ハ小キ溜り水之躰二而石砂少々宛流出申候由二付、猶又右両川当時留滞之水ヶ所、此後一時ニ流出之儀も無之哉聞繕候処、多分右躰之儀者無御座哉ニ風評仕候、猶右溜り水場所之委曲ハ別紙仮絵図之通風評承受申候由二御座候

一、右絵図面火山と調御座候ハ地震後出来仕候間、黒煙立炎上り居申候由二御座候、中ニも大キ成分ハ、廻り二三丈斗も有之候由二御座候

一、当四月廿六日常願寺川出水根元溜り水ヶ所聞繕候処、右湯川・真川両川之

落合分上、熊倒辺等二二三里斗も溜り水有之候分、一時ニ流出仕候躰ニ御座候

一、当二月廿六日晝之大地震後、折々出水仕候内、三月十日出水之分者、真川留滞水之躰ニ而、其節湯川々々下両縁粟須込迄も深泥押出候躰ニ候之処、四月廿六日之出水ニ而右泥一時ニ押出シ、其後湯川々々下両縁等常之川原ニ相成居候由、尤右之趣ハ分而慥ニハ相聞得兼候へ共、先風評等有之俣之趣ニ御座候旨

一、先達而東岩瀬給人米を以水難ニ逢候者共へ被下候後、東水橋給人米四百石斗被下候躰

一、歩食、東水橋十村納御藏分上条組・高野組へ東水橋十村納御藏分千俵斗被下候躰

一、格別ニ甚ク水難ニ逢候者へハ、一夜油三夕斗、塩七八夕斗宛被下候躰

一、新川郡弓之庄組堀前村領山、二月地震之刻、割目立居候処、当月十四日昼後少々地震ニ而、右山高廿四五丁斗、幅三十間斗、白岩川辺へ崩落水溜り候ニ付、右水元為見届、十村結城甚助發足百人斗同道仕罷越候、切出シ當時右川常水之躰ニ御座候由

一、右十四日地震之義ハ、魚津表へも少々響き申候義ニ御座候

午

五月十八日

成——判

岡——様

大——様

加——様

山——様

十九日早朝
右岡嶋等迄添紙面致し、以宿継自宅迄指出ス、自宅分状箱へ入、上二名調、岡嶋等宅迄為持遣候様申遣、別紙絵図等二通御指越落手いたし候、以上

五月廿日

加藤三郎左衛門判

成瀬主税殿

「(裏表紙)

(朱筆)

『六十五枚折三十枚半』」

付記 まず史料翻刻の掲載に御快諾いただいた金沢市立玉川図書館近世史料館の関係者の方々に謝意を表します。また安政の大災害関係史料とともに調査していただき、原稿にも目を通していただいた嶋本隆一、裏野哲行、高野靖彦の各氏にも改めて謝意を表します。

(二〇一六年四月十一日提出、二〇一七年九月三十日改稿)

追記 三校中に高野靖彦著『安政飛越地震の史的研究―自然災害にみる越中幕末史―』(桂書房、二〇一八年三月十六日)に接する機会を得たが、拙稿には反映できませんでした。あわせて御参照ください。